

# 西予市国民保護計画

令和3年3月



西 予 市

**【修正履歴】**

平成19年 3月 策定

令和 3年 3月 修正

# 目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	3
3	国民に対する情報提供	3
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	国民の協力	3
6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮	3
7	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
9	市地域防災計画等の活用	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	6
2	関係機関の連絡先	11
第4章	市の地理的、社会的特徴	13
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	18
1	武力攻撃事態	18
2	緊急対処事態	19
第2編	平素からの備えや予防	22
第1章	組織・体制の整備等	22
第1	市における組織・体制の整備	22
1	市の各部課室における平素の業務	22
2	市職員の参集基準等	22
3	消防機関の体制	24
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	24
第2	関係機関との連携体制の整備	26

1	基本的考え方.....	26
2	県との連携.....	26
3	近接市町との連携.....	27
4	指定公共機関等との連携.....	27
5	ボランティア団体等に対する支援.....	28
第3	通信の確保.....	29
第4	医療救護体制の整備.....	31
第5	情報収集・提供等の体制整備.....	32
1	基本的考え方.....	32
2	警報等の伝達に必要な準備.....	32
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備.....	33
4	被災情報の収集・報告に必要な準備.....	35
第6	研修及び訓練.....	36
1	研修.....	36
2	訓練.....	36
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え.....	38
1	避難に関する基本的事項.....	38
2	避難実施要領のパターンの作成.....	39
3	救援に関する基本的事項.....	39
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....	40
5	避難施設の指定.....	41
第3章	避難行動要支援者に関する平素からの備え.....	42
1	市の活動.....	42
2	社会福祉施設管理者の活動.....	43
第4章	生活関連等施設の把握等.....	44
第1	生活関連等施設の把握等.....	44
第2	市が管理する公共施設等における警戒.....	45
第5章	物資及び資材の備蓄、整備.....	46
1	基本的考え方.....	46
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備.....	46
3	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	47
第6章	国民保護に関する啓発.....	48
1	国民保護措置に関する啓発.....	48
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発.....	48
第3編	武力攻撃事態等への対処.....	49
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置.....	49

1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置.....	49
2	市国民保護対策本部に移行する場合の調整.....	50
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応.....	51
第2章	市対策本部の設置等.....	53
1	市対策本部の設置.....	53
2	通信の確保.....	58
第3章	関係機関相互の連携.....	59
1	国・県の対策本部との連携.....	59
2	知事等、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請.....	59
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等.....	60
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託.....	61
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請.....	62
6	市の行う応援等.....	62
7	ボランティア団体等に対する支援等.....	63
8	住民への協力要請.....	63
第4章	警報及び避難の指示等.....	65
第1	警報の通知及び伝達.....	65
1	警報の内容の通知及び伝達.....	65
2	警報の内容の伝達方法.....	66
3	緊急通報の伝達及び通知方法.....	67
第2	避難住民の誘導等.....	68
1	避難の指示の通知・伝達.....	68
2	避難実施要領の策定.....	69
3	避難住民の誘導.....	72
4	避難に際しての留意点.....	75
5	避難住民復帰のための措置.....	78
第5章	救援.....	79
1	救援の実施.....	79
2	関係機関との連携.....	79
3	救援の内容.....	80
4	医療活動等を実施する際の留意事項.....	85
第6章	安否情報の収集・提供.....	86
1	安否情報の収集.....	86
2	県に対する報告.....	86
3	安否情報の照会に対する回答.....	87
4	日本赤十字社に対する協力.....	88

第7章	武力攻撃災害への対処	89
第1	武力攻撃災害への対処	89
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	89
2	武力攻撃災害の兆候の通報	89
第2	応急措置等	90
1	退避の指示	90
2	市長の事前措置	91
3	警戒区域の設定	91
4	応急公用負担等	93
5	消防に関する措置等	93
第3	生活関連等施設における災害への対処等	96
1	生活関連等施設の安全確保	96
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	96
3	危険物質等取扱所に係る武力攻撃災害の発生防止	97
第4	NBC攻撃による災害への対処	98
第8章	被災情報の収集及び報告	102
第9章	保健衛生の確保その他の措置	103
1	保健衛生の確保	103
2	廃棄物の処理	104
3	文化財の保護	104
第10章	国民生活の安定に関する措置	105
1	生活関連物資等の価格安定	105
2	避難住民等の生活安定等	105
3	生活基盤等の確保	106
第11章	特殊標章等の交付及び管理	107
第4編	伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処	109
第1章	基本的考え方	109
1	武力攻撃原子力災害に対する基本的考え方	109
第2章	平素からの備えや予防	111
1	武力攻撃原子力災害における被ばく医療体制の強化等	111
2	武力攻撃原子力災害に備えた啓発等	111
第3章	武力攻撃原子力災害発生時の通報等及び実施体制の確立	113
1	放射性物質等の放出等の通報等	113
2	配備体制	113
3	原子炉の運転停止等の要請	115
第4章	武力攻撃原子力災害への対処等	116

1	放射性物質等の放出等に係る原子力事業者の応急措置等.....	116
2	応急措置の実施.....	116
3	武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携.....	116
4	武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達.....	117
5	武力攻撃原子力災害における住民の退避等.....	117
6	飲料水・飲食物の摂取制限等.....	118
7	職員の安全の確保.....	118
8	市等が行う事後対策.....	118
第5編	復旧等.....	120
第1章	応急の復旧.....	120
1	基本的考え方.....	120
2	ライフライン施設の応急の復旧.....	120
3	輸送路の確保に関する応急の復旧.....	121
第2章	武力攻撃災害の復旧.....	122
1	基本的考え方.....	122
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等.....	123
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求.....	123
2	損失補償及び損害補償.....	123
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん.....	123
第6編	緊急対処事態への対処.....	124
第1章	対象とする緊急対処事態及びその対処.....	124
1	基本的考え方.....	124
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達.....	124

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

ア 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ ア～オに掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項



## 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処

第5編 復旧等

第6編 緊急対処事態への対処

資料編

## 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、西予市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられる場合であっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性を考慮し、自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する保護措置については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法についても、同機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

### 7 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦

その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

#### 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

#### 9 市地域防災計画等の活用

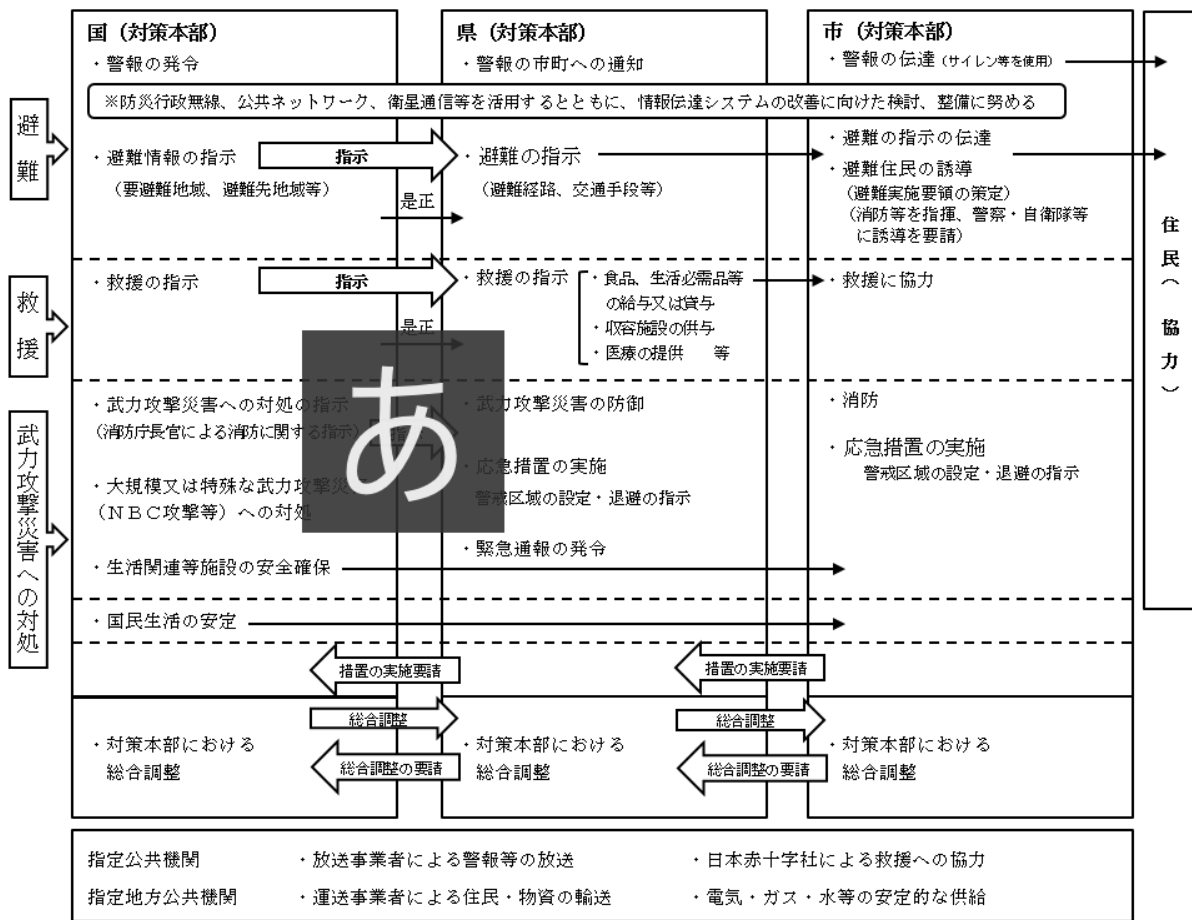
市は、国民保護措置が現行の西予市地域防災計画（風水害等対策編・地震災害対策編・津波災害対策編）（以下「市地域防災計画」という。）、西予市地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「市原子力防災計画」という。）における自然災害、事故災害、原子力災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画に基づく取組を活用するよう努める。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、同措置に実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握し、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

なお、国、県、市におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、次の図のとおりである。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



## 1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理することとされている。

## 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報等の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 県の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

県警察本部	11 各種情報の収集分析
	12 交通規制
	13 犯罪の予防・社会秩序の維持
	14 住民の避難誘導

## 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 (四国警察支局)	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
四国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 5 被災地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
四国財務局 (松山財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設復旧事業費の査定の立会
神戸税関 (松山税関支署、今治税関支署、新居浜税関支署)	1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局 (四国厚生支局)	1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛媛労働局	1 被災者の雇用対策 2 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督 3 事業場における労働災害発生状況の把握 4 被災事業所用救急薬品の確保等援助措置
中国四国農政局 (愛媛支局)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
四国森林管理局 (愛媛森林管理署宇和島森林事務所)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材(国有林材)の調達・供給

四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の円滑な供給の確保</li> <li>2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保</li> <li>3 被災中小企業の振興</li> </ol>
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気事業に関する復旧促進</li> </ol>
中国四国産業保安監督部 四国支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気、ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督</li> <li>2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督</li> <li>3 危険物等の保全</li> </ol>
四国地方整備局 (松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、肱川緊急治水対策河川事務所、肱川ダム統合管理事務所、山鳥坂ダム工事事務所、松山港湾・空港整備事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> <li>4 応急復旧用資機材の備蓄の推進</li> <li>5 関係機関との連携による応急対策の実施</li> <li>6 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</li> <li>7 緊急輸送を確保するために必要な港湾等の計画的整備</li> </ol>
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運送事業者への連絡調整及び輸送のあっせん</li> <li>2 運送施設及び車両の安全確保</li> </ol>
大阪航空局 (松山空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飛行場使用に関する連絡調整</li> <li>2 航空機の航行の安全確保</li> <li>3 被災時における人員、応急物資の空輸の利便確保</li> </ol>
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象状況の把握及び気象情報の提供</li> </ol>
第六管区海上保安本部 (松山海上保安部、今治海上保安部、宇和島海上保安部、新居浜海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</li> <li>2 海上における避難住民の誘導、秩序維持及び安全確保</li> <li>3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等</li> <li>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示</li> <li>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li> </ol>

## 自衛隊の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (中部方面總監部)	1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
海上自衛隊 (呉地方總監部)	
航空自衛隊 (西部航空方面隊)	

## 指定公共機関の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (四国がんセンター、愛媛医療センター)	1 医療の確保
日本銀行 (松山支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本赤十字社 (愛媛県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 3 応援救護班の派遣または派遣準備 4 被災者に対する救援物資の配給 5 血液製剤等の確保及び供給のための措置 6 赤十字奉仕団等に対する救急法等講習の指導
日本放送協会 (松山放送局)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
郵便事業を営む者 (西予郵便局、宇和郵便局)	1 郵便の確保 2 郵便事業の運営
西日本高速道路株式会社(四国支社)	1 高速自動車国道・一般有料道路の改築、維持及び修繕 2 高速自動車国道・一般有料道路の管理及び災害復旧
本州四国連絡高速道路株式会社(しまなみ今治管理センター)	1 国道317号有料部分の改築、維持及び修繕 2 国道317号有料部分の管理及び災害復旧



<p>四国旅客鉄道株式会社 (愛媛企画部)</p> <p>日本貨物鉄道株式会社 (四国支店)</p>	<p>1 避難住民及び緊急物資の運送</p> <p>2 旅客及び貨物の運送の継続</p> <p>3 鉄道施設等の保全</p> <p>4 被災時における旅客の安全確保</p> <p>5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配</p>
<p>西日本電信電話株式会社(愛媛支店)</p> <p>株式会社NTTドコモ (四国支社愛媛支店)</p> <p>KDDI株式会社 (四国総支社)</p> <p>ソフトバンク株式会社 (九州・中四国総務課)</p>	<p>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時設置における協力</p> <p>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱</p>
<p>四国電力株式会社 (八幡浜営業所、宇和お客さまセンター)</p> <p>中国電力株式会社(本社)</p>	<p>1 電力施設等の保全</p> <p>2 電力供給の確保</p> <p>3 被災施設の応急対策及び復旧資機材の確保</p> <p>4 電力施設の武力攻撃災害予防措置及び広報の実施</p>
<p>電源開発株式会社 (西日本支店)</p>	<p>1 電力施設の保全及び復旧</p>
<p>ジェイアール四国バス株式会社(松山支店)</p> <p>日本航空株式会社 (松山支店)</p> <p>全日本空輸株式会社 (松山支店)</p> <p>佐川急便株式会社 (松山営業所)</p> <p>四国西濃運輸株式会社 (松山支店)</p> <p>日本通運株式会社 (松山支店)</p> <p>四国福山通運株式会社 (松山東支店)</p> <p>ヤマト運輸株式会社 (愛媛主管支店)</p>	<p>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送</p> <p>2 旅客及び貨物の運送の継続</p>

## 指定地方公共機関の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国ガス株式会社	1 ガス施設等の保全 2 ガス供給の確保
伊予鉄道株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
一般社団法人愛媛県バス協会 一般社団法人愛媛県トラック協会 石崎汽船株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
一般社団法人愛媛県医師会 一般社団法人愛媛県薬剤師会 一般社団法人愛媛県看護協会	1 医療の確保
一般社団法人愛媛県歯科医師会	1 検視時の協力 2 医療の確保
南海放送株式会社 株式会社テレビ愛媛 株式会社あいテレビ 株式会社愛媛朝日テレビ 株式会社エフエム愛媛 株式会社西予CATV	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

## 2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は、資料編に示す。なお、武力攻撃事態等対策本部（以下「国の対策本部」という。）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先については、国の対策本部が設置された時点で通知される。また、国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）の連絡先については、市国民保護計画とは別個に保有しておくものとする。

資料1-1：指定地方公共機関の連絡先

資料1-2：市、県関係機関連絡先

資料1-3：県内市町連絡先

資料1-4：県内消防機関連絡先

資料1-5：県内警察機関連絡先

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について記述する。

### (1) 地形

本市は、本県の南部中央に位置し、東は高知県檮原町、本県久万高原町、内子町と、南は鬼北町、宇和島市と、北は八幡浜市、大洲市と接し、西は宇和海に面し、東は四国カルスト高原に連なっている。

本市の総面積は、514.34平方キロメートルを有し、東西に細長い地形を呈しており、臨海地域は典型的なリアス式海岸で湾内は屈曲変化に富み、自然の良港を形成している。中間地域は宇和盆地在り南予地方最大の穀倉地帯となっている。山間地域は全般に起伏の多い峡谷型をなし、東端には石灰岩の林立する四国カルスト高原が広がっている。

主要な河川は、北流して瀬戸内海に注ぐ肱川の上流部とその支流である黒瀬川、船戸川などであり、平地部分はこれらの河川沿いに広がっているが、全体的に丘陵山地が大部分を占めている。山地は、東へ行くほど標高が高くなり、市東端部の源氏ヶ駄馬（標高1,403m）を最高峰として本地域の標高差は約1,400mに及ぶ。宇和、野村、城川地域は、肱川流域の各支流沿いの谷間で結ばれているが、全体的に丘陵山地で分かれており、海側の明浜、三瓶地域とは河川流域が異なり、急峻な山々で東西に隔てられている。

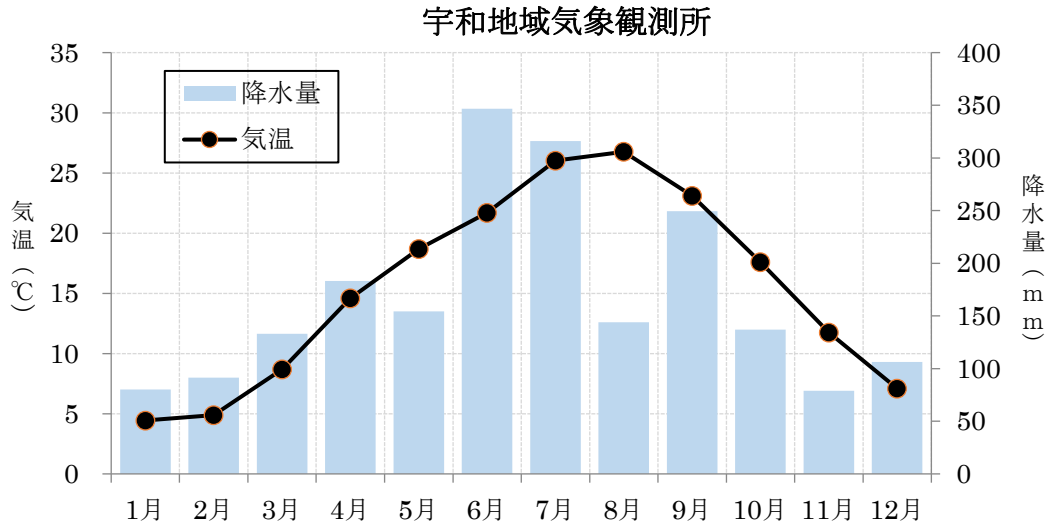
また、周辺市町との境界も肱川の部分を除き山地で隔てられている。



(2) 気候

本市の気候は、年間を通じて比較的温暖であるが、山間部は四季を通じて概して気温の変化が大きい。降雨量は、年間平均1,500mm程度に達し、冬期降雪は、3～5回、平地部で10～20cm、奥地部で30～50cmの積雪を見ることがある。

※各月における平均気温及び平均降水量



(H27～R 1 平均)

※宇和地域気象観測所における月最大風速観測時の風向 (H27～R 1)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
1 月	北西	北西	北西	北西	北西
2 月	北西	北西	北西	北西	北西
3 月	北西	北北西	北西	北北西	北西
4 月	南西	北西	北西	南西	北西
5 月	南西	南東	南西	南南東	南西
6 月	南東	南東	南東	南南東	南東
7 月	南南東	南東	南西	南東	南東
8 月	南西	南西	北西	南南東	南南東
9 月	北北西	南東	北西	西南西	南東
10 月	南西	北北西	北北西	西南西	北北西
11 月	南東	北西	北西	南西	北西
12 月	北西	北西	北西	北西	北西

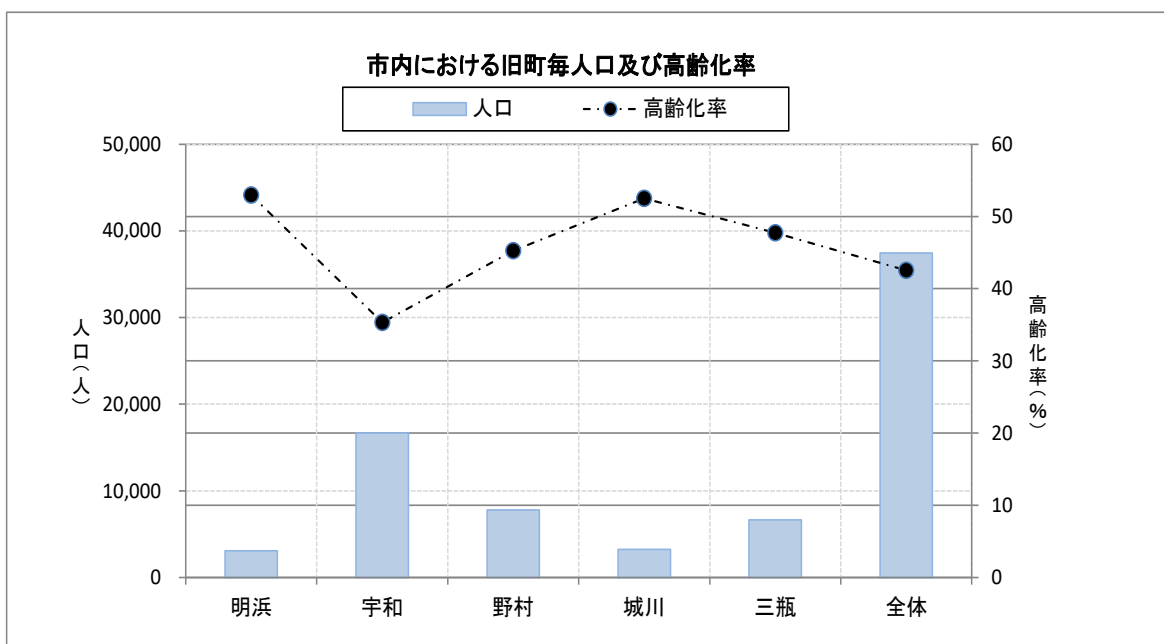
## (3) 人口分布

平成 27 年の国勢調査人口は、38,919 人で、県全体の人口 1,385,262 人の 2.80% を占めている。

人口の推移で見ると昭和 55 年以降減少傾向にあり、減少数は 17,256 人。県全体も平成 2 年以降減少しているが、本市の減少傾向は大きい。

世帯数は、平成 27 年国勢調査では 16,365 世帯で、県全体 591,972 世帯の 2.76% となっている。昭和 55 年から平成 27 年までの世帯数の推移については、旧宇和町を除く旧 4 町で減少しており、全体では平成 22 年まで僅かに増加傾向だったが、平成 27 年調査では減少している。一世帯当たりの人員は、昭和 55 年が平均 3.3 人であったのに比べ、平成 27 年は 2.3 人に減少し、核家族化・少子化などが著しく進行している状況を示している。

また、高齢化についても急速に進んでおり、高齢化率 40% に達している。こうした高齢者の増加は、災害時における避難行動要支援者対策の必要性を示している。



(令和元年 10 月現在)

## (4) 道路の位置等

本市における道路は、四国横断自動車道が市内宇和町より大洲市まで通じており、大洲道路を経由して四国縦貫自動車道が松山方面へ通じている。また、本市より宇和島市へ四国横断自動車道が整備され、今後高知県西部まで整備される予定となっている。

国道は、本市内に 4 本あり、一般国道 56 号が本市宇和町内を南北に通り、南は高知県、北は松山市まで連絡しているのをはじめ、海岸部においては一般国道 378 号が本市

明浜町と本市三瓶町の海岸線を通り、北は八幡浜市、大洲市、伊予市へ通じている。

山間部においては、一般国道 441 号が本市野村町内を北は大洲市、南は鬼北町へ、また、本市城川町内では、一般国道 197 号が北は大洲市、南は鬼北町へと通じている。

他の主要な幹線道路として下記の県道を示すが、国・県・市道の改良率は遅れた状況にあり、緊急時の自動車の進入不可能な場所も多く、長期的、計画的な改善が必要である。

#### \*隣接市町を結ぶ主要県道

- ①主要地方道八幡浜三瓶線（八幡浜市へ）
- ②主要地方道八幡浜宇和線（八幡浜市へ）
- ③主要地方道宇和三間線（鬼北町へ）
- ④主要地方道城川檮原線（高知県檮原町へ）
- ⑤主要地方道野村柳谷線（高知県津野町・檮原町へ）
- ⑥主要地方道肱川公園線（大洲市へ）
- ⑦主要地方道大洲野村線（大洲市へ）

#### \*市内主要県道

- ①主要地方道宇和三瓶線（宇和-三瓶）
- ②一般県道宇和高山線（宇和-明浜）
- ③主要地方道宇和明浜線（宇和-明浜）
- ④主要地方道宇和野村線（宇和-野村）
- ⑤主要地方道野村城川線（野村-城川）





## (5) 鉄道、港湾の位置等

市内に鉄道路線を保有する事業者は、四国旅客鉄道株式会社のみであり、本市宇和町内を通り八幡浜市、宇和島市へ通じている。

港湾は、地方港湾として三瓶港があり、その他13の漁港が本市三瓶町と明浜町にある。



## (6) 自衛隊施設

市内に自衛隊施設はないが、県内には松山駐屯地が松山市南梅本町に所在し、陸上自衛隊第14旅団（香川県善通寺駐屯地）指揮下の中部方面特科隊等が駐屯している。また、自衛隊愛媛地方協力本部が松山市三番町に所在する。

## (7) 原子力発電所

県西部の佐田岬半島に位置する西宇和郡伊方町に、四国電力伊方発電所が立地している。

市内では明浜町、宇和町、三瓶町と野村町の一部が半径30km圏の原子力災害対策重点区域（UPZ）に該当している。（廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設は除く。）

伊方発電所は、1号機、2号機、3号機の原子炉から構成され、原子炉の電気出力は、それぞれ566千kw、566千kw、890千kwとなっており、四国で消費される電力の約20%を賄っている。

なお、1号機については、平成28年5月10日に、2号機については、平成30年5月23日に運転終了している。

資料1-6：伊方発電所に関する資料



## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、現下の国際情勢や市の地理的、社会的特性を踏まえ、特に弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び大規模テロ等にも留意し、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

なお、事態の想定については、今後も国、県からの情報を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、さらに研究を進め、市国民保護計画に反映するものとする。

### 1 武力攻撃事態

#### (1) 着上陸侵攻

着上陸侵攻は、戦略的に重要な地域を占領するための本格的な侵攻事態であり、成功させるための要件としては、海上・航空作戦での優位を獲得するほか、着上陸侵攻に適した港湾・海岸線等が存在すること、侵攻部隊の戦力を支援する兵站の確保、着上陸させる戦力を有していることなどが必要不可欠な軍事行動であることや本市の地理的条件などから、本市に対し直接的な着上陸侵攻が行われる可能性は低いと考えられる。

#### (2) 航空攻撃

航空攻撃は、着上陸侵攻に付随する航空攻撃と単独での航空攻撃が想定され、瀬戸内沿岸には、戦略目標となる工業地帯などが位置し、それが攻撃目標になりうる。しかし、本市の場合は、攻撃対象が点在することから、大規模で、かつ反復・継続的に行われる航空攻撃よりも、単発的で地域も限定された攻撃が考えられる。

したがって、本市への航空攻撃は、単発的、自爆的であり、大量破壊兵器と結びつく可能性の大きい弾道ミサイル攻撃の対処措置と同様に扱うものとする。

#### (3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を遠くまで投射することが可能であることから、通常の弾頭をもって目標を破壊するだけでなく、NBC弾頭（核・生物・化学兵器）などの大量破壊兵器の運搬手段として使用される可能性がある。弾道ミサイル攻撃は、大都市、政経中枢等戦略的に重要な目標に対して行われるものと考えられるが、本市においても弾道ミサイル攻撃がなされる事態は否定できない。

#### (4) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊による攻撃は、我が国に兵力を潜入させて行う不正規型の武力攻撃であり、この攻撃のパターンとして、不正規軍であるゲリラや正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、政経中枢への急襲などが考えられる。

本市への侵攻のパターンとしては、ひそかに小規模な要員を分散・潜入させて、国内において態勢を整えた後、所定の行動に移す小規模分散型の侵攻が考えられるが、発生する事態については、大規模テロなどの緊急対処事態で扱う事態と類似するものとして扱うこととする。

## 2 緊急対処事態

### (1) 緊急対処事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態のことである。

市国民保護計画では、世界各地で生起している大規模テロの発生等とほぼ同様の事態として捉え、市街地やダムなどに対する航空機などの交通機関を用いた攻撃やサリンなど、多数の人を殺傷する特性を持つ物質等による破壊・殺傷の事態を想定する。

### (2) 本市の緊急対処事態に関する事態の考え方

市内において、どのような事態が考えられるのかを「5W1H」で整理すると、次のとおりとなる。

#### ア 誰が (Who)

国際テロ組織などが対象となる。

#### イ いつ (When)

突発的に発生

#### ウ どこで (Where)

市街地や交通拠点及び多数の人が集まる会場、学校等

#### エ 何を (What)

(ア) 破壊 (損害)

(イ) 殺傷 (恫喝)

(ウ) 殺傷につなげるための破壊

#### オ 何のために (Why)

(ア) 恐怖や苦痛を与え、我が国の国家意思又は国策を特定の方向に強制誘導する。

(イ) 破壊、機能障害あるいは損害を、自己の利益に転化する。

(ウ) 存在や実力の誇示により、自己に有利な環境を形成する。

#### カ どのように (How)

(ア) 『大量殺傷物質等による攻撃』・・・NBCの拡散・散布

(イ) 『交通機関を用いた攻撃』・・・航空機等自爆テロ

以上のことを踏まえ、市内で起こりうる武力攻撃事態と緊急対処事態を次表に示す。

武力攻撃事態		
	①ゲリラや特殊部隊による攻撃	②弾道ミサイル攻撃
一般的に考えられる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度に都市化・市街地化が進んでいる我が国に対しては、ゲリラや特殊部隊による都市部への攻撃や、破壊工作が想定される。また、交通の要衝、離島の占領等の攻撃が想定される。</li> <li>ゲリラや特殊部隊の輸送には航空機、各種船舶などが使用される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>混乱や恫喝という政治目的においては、攻撃目標として政治・経済・産業の中核となる大都市や大規模工業地帯の他、地方都市等も対象となりうる。</li> <li>通常弾頭のほかに、NBC弾頭（核、生物、化学兵器）が使われることもある。</li> </ul>
市内で起こりうる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲリラや特殊部隊の侵入による生活関連等施設や行政施設等への破壊工作、あるいは海峡等の一時占拠による船舶への攻撃などが想定される。</li> <li>この場合、侵入経路としては本市への直接的な侵入に限らず、近隣地域への侵入攻撃後、本市への攻撃も想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>混乱や恫喝という政治目的においては、生活関連等施設や行政施設及び市街地等に対する攻撃が想定される。</li> </ul>
	③航空攻撃	④着上陸侵攻
一般的に考えられる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>混乱や恫喝という政治目的に置いては、政治・経済・産業の中核となる大都市、大規模工業地帯及び地方都市等も攻撃目標となりうる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>着上陸侵攻が想定されるのは、内海より外海の沿岸や外周離島の可能性が高い。</li> </ul>
市内で起こりうる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>混乱や恫喝という政治目的においては、生活関連施設や行政施設及び市街地等に対する攻撃が想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>九州に着上陸後は、豊後水道への侵攻が想定されるが、豊後水道に面した本市の海岸線等は、大規模な着上陸攻撃に適さず、また継続的な兵站補給等に制約が大きいことから可能性は低い。</li> </ul>

緊急対処事態		
	攻撃の対象施設等による分類	
	①危険性を内在する物質を有する施設	②多数の人が集合する施設等
一般的に考えられる事態	<p>大量の放射性物質等の放出による被爆、爆発や火災の発生による被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所等の破壊</li> <li>石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>危険物積載船（LNG 運搬船等）への攻撃</li> <li>ダム破壊など</li> </ul>	<p>爆破や、施設崩壊に伴い多大な人的・物的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>航空機・列車等公共交通機関の爆破</li> <li>学校</li> </ul> <p>など</p>
市内で起こりうる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物貯蔵施設</li> <li>野村ダム</li> </ul> <p>などへの破壊活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>列車・バス等公共交通機関</li> <li>デパートやレジャー、イベント会場</li> <li>学校</li> </ul> <p>などへの破壊活動</p>
	攻撃の手段による分類	
	①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（NBCの拡散・散布等）	②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機自爆テロ等）
一般的に考えられる事態	<p>国際テロ組織や国内の破壊活動を企画する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダーティボム（一種の放射性物質飛散装置であり、目標箇所に放射性物質を飛散させるため、通常様式で爆発させるもの）等の爆発による放射能の拡散</li> <li>炭疽菌等生物剤の航空機等による散布、市街地、公共交通機関等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>水源地に対する毒素等の混入</li> </ul> <p>など</p>	<p>国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>弾道ミサイル等の飛来</li> <li>日本の政治、経済において象徴的な施設</li> <li>原子力発電所</li> </ul> <p>など</p>
市内で起こりうる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地、公共交通機関等でNBC拡散・散布</li> <li>ダムや浄水場への毒物、細菌の混入</li> </ul> <p>などによる破壊活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物貯蔵施設</li> <li>野村ダム</li> <li>伊方発電所</li> </ul> <p>などに対する破壊活動</p>

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各部課室における平素の業務

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、各部局の平素の事務分担を定める。

資料2-1：市の各部課室における平素の主な業務

##### 2 市職員の参集基準等

###### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

###### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、国民保護担当課と消防本部との連携を図りつつ消防本部の24時間体制を活用し、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を整備する。

また、消防本部より防災行政無線を利用した住民への初動連絡が速やかにできる体制の整備を行う。

###### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

## 【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	総務部危機管理課及び全部局関係課職員（以下「国民保護担当職員」という。）が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じた職員の参集とするが、具体的には、事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	すべての市職員が本庁又は支所等に参集

\*②の体制を整えるかどうかは、市長の判断によるものとする。

## 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

## (4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。なお、国民保護担当職員については、連絡のない場合でも事態を察知したら、直ちに自ら参集するものとする。

## (5) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集体制を整備する。

なお、市対策本部長である市長に事故があった場合や不在の場合には、副市長・教育長の順に国民保護措置の指揮を執るものとする。

## (6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を別途定める。

## (7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について留意する。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保

### 3 消防機関の体制

## (1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

## (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

## (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続の迅速な処理及び住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

## 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項目	救済内容	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)。	危機管理課 関係課
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)。	危機管理課 関係課
	土地等の使用に関する事(法第82条)。	建設課 監理用地課 関係課
	応急公用負担に関する事(法第113条第1項、第5項)。	危機管理課 関係課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの(法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)。	危機管理課 消防本部 環境衛生課 健康づくり推進課
不服申立てに関する事(法第6条、第175条)。		総務課 当該課
訴訟に関する事(法第6条、第175条)。		総務課 当該課

## (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書事務取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に出来るよう、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。



## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近接市町との連携

#### (1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### 4 指定公共機関等との連携

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関と共に災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### 【財団法人 日本中毒情報センター】

- ・大阪中毒 110 番 072-727-2499 (24 時間年中無休)
- ・つくば中毒 110 番 029-852-9999 (AM9:00~PM9:00)
- ・<http://www.j-poison-ic.or.jp/>

#### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携に努める。

#### 資料2-2：関係機関との協定一覧

### 5 ボランティア団体等に対する支援

#### (1) 自主防災組織に対する支援

市は、県と協力して、自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

#### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルート多重化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

#### 【非常通信体制の確保に当たっての留意事項】

施設 ・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及びネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、市対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
運用 面	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

運 用 面	<ul style="list-style-type: none"><li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li></ul>

## 第4 医療救護体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、NBCによる攻撃を受けた際は、特殊な治療等も要求される。

このため、市、県、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が行えるよう、医療救護体制の整備の確立について、以下のとおり定める。

### (1) 初期医療体制の整備

市は、県と連携の下、県医師会、市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等と協議して、救護所の設置及び救護班の派遣を行うための計画を予め策定するものとする。

また、NBC攻撃による負傷者が出た場合には、消防機関及び救急医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、防護服等資機材の整備を進めるよう努める。

### (2) 後方医療体制の整備

市は、救護所や救護班では対応できない重傷者及び中等症者を収容・治療するため、武力攻撃災害時には救急病院等を後方医療機関として位置付けるとともに、地域防災計画に規定する災害拠点病院を後方医療施設の中核的な医療機関と位置付け、重篤患者の受入体制を整備する。

資料2-3：医療機関等収容施設一覧

### (3) 広域的医療体制の整備

市は、「武力攻撃災害」の広域性を考慮し、救護班の派遣、患者の受入れ、医薬品等の供給、連絡体制等、武力攻撃災害時の市内の医療救護体制を整備するものとする。また、県、他市町と協力の上、広域的な医療救護体制を整備する。

### (4) 傷病者搬送体制の整備

医療機関及び消防機関と連携し、救急車、県消防防災ヘリコプター等を活用した、武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備する。

## 第5 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うための体制整備に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供のほか、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する必要があることから、市は、情報伝達ルート多重化を確保するとともに、県、関係機関との情報交換のための連絡体制の整備に努める。

#### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、県から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

#### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図るとともに、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

#### (3) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関連する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)（以下、「J-ALERT」という。）を整備しておくとともに、自動起動機等による情報周知手段の拡大整備に努める。

#### (4) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察等との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

#### (5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

#### (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

資料2-4：大規模集客施設のリスト

#### (7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）」第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報の収集・提供システムを用いて県に報告する。



資料2-5：安否情報報告書（安否情報省令に規定する様式第3号）

## 【安否情報として収集・報告すべき情報】

<p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所（郵便番号を含む。）</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（①～⑥のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者への回答の希望</p> <p>⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡した住民 （上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑯ 遺体が安置されている場所</p> <p>⑰ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑱ ①～⑦、⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意</p>
---

## (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

## (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握するとともに、所在及び連絡先等を整理し、避難施設の管理

者等に、安否情報の報告先と安否情報省令第2条に定める安否情報報告様式第3号の周知徹底を図る。

#### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

##### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び県への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

資料2-6：被災情報の報告様式

##### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第6 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における避難・救援・災害への対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、消防大学校等国、県の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### ※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

#### ※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と連携するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

なお、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安部、自衛隊等の

協力を得て、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に有力な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

## (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な計画とするよう留意する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ウ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- エ 避難誘導訓練及び救援訓練

## (3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な訓練項目については、有機的に連携させる。
- イ 住民の避難誘導や救援等の訓練に当たっては、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- キ 市の気候や地形などの特徴を踏まえた訓練内容とする。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

市は、県から避難の指示や救援の一部の事務を行うこととされたときなどには、住民に避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施する必要があるため、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等、以下に示す必要な基礎的資料を準備する。

- ア 市の地図
- イ 地区別人口
- ウ 避難経路として想定される道路網のリスト
- エ 輸送力のリスト（保有車両）
- オ 輸送施設のリスト（港湾、臨時ヘリポート等）
- カ 避難施設のリスト
- キ 備蓄物資のリスト
- ク 避難行動要支援者名簿

資料2-7：市対策本部において集約・整理すべき避難に関する基礎的資料

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災担当部局及び福祉担当部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### ※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢

者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画に定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の他の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁作成のマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。なお、この場合には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難方法等について配慮する。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

市は、県から救援の実施に関する事務の一部を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な下記資料を準備すると

もに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

- ア 避難施設のリスト
- イ 備蓄物資のリスト
- ウ 関係医療機関のリスト
- エ 火葬場のリスト

資料2-8：市対策本部にて集約整理すべき救援に関する基礎的資料

### (3) 電気通信事業者との協議

市は、避難住民等に対する通信手段を確保するため、通信設備の臨時設置に関する必要な条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

### (4) 医療の要請方法等

市は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。また、防災のために締結した「災害時の医療救護に関する協定」等の応援協定の内容について、必要な見直しを行うなどにより、医療関係団体等に対する迅速な要請が可能な体制を構築する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送が可能な体制を整備するよう努める。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

#### ※輸送力に関する情報

- ア 保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
- イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

#### ※輸送施設に関する情報

- ア 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- イ 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ウ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- エ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

(2) 避難施設データベースの共有

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

(3) 避難施設の運営マニュアルの整備

市は、県と協力し、避難行動要支援者や男女双方の視点に配慮した避難施設の運営マニュアルを整備するとともに、住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。



### 第3章 避難行動要支援者に関する平素からの備え

市は、県と連携して、武力攻撃事態等における避難行動要支援者の安全を確保するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平素から、武力攻撃事態等を想定した緊急連絡体制、避難誘導等の体制の整備に努める。

#### 1 市の活動

##### (1) 市の活動における留意点

市は、県や社会福祉施設管理者と避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、広域的な観点に基づき、警報及び避難の指示の伝達、避難誘導、救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

また、避難行動要支援者に対する武力攻撃災害に関する対策を講ずるに当たり、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、以下のことに留意する。

- ア 避難行動要支援者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- イ 生活支援のための人材確保
- ウ 避難行動要支援者の実情に応じた情報の提供
- エ 食事に特別な配慮を要する者に対する柔らかい食品などの確保及び提供
- オ 障がいの状況等に応じた介助用品、補装具の確保又は提供
- カ 避難施設又は居宅で必要な資機材の設置又は配付
- キ 避難施設又は居宅で相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- ク 在宅又は避難施設内の避難行動要支援者のうち、社会福祉施設等に避難を要する者の該当施設への受入要請の実施

##### (2) 避難行動要支援者の実態把握

市は、避難行動要支援者について、あらかじめホームヘルパーや民生児童委員等の協力を得て、町内会等の範囲ごとに、その実態を把握するよう努めるものとする。

##### (3) 緊急連絡体制の整備

市は、地域ぐるみの協力の下に避難行動要支援者ごとの情報連絡・誘導担当を配備するなど、きめ細やかな緊急連絡体制を整備するものとする。

##### (4) 避難体制の確立

市は、避難誘導の担当者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等を事前に具体的に定めておくよう努めるものとする。また、避難所や避難路の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性に十分配慮するものとする。

(5) 国民保護に関する啓発

市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に合わせた啓発を図るものとする。

2 社会福祉施設管理者の活動

(1) 組織体制の整備

市は、市内の社会福祉施設管理者に対し、武力攻撃災害の発生に備え、あらかじめ、自衛の防災組織等の整備、動員計画や緊急連絡体制等を整備することのほか、県や他市町の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、国民保護措置の協力体制づくりに努めるよう依頼する。

(2) 国民保護に関する啓発

市は、県と連携して、市内の社会福祉施設管理者に対し、武力攻撃災害時に施設入居者が適切な行動が取れるよう、施設の職員や入居者に、武力攻撃災害に関する啓発に努めるよう依頼する。

(3) 物資等の備蓄

市は、市内の社会福祉施設管理者に対し、施設入居者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等を備蓄するほか、国民保護措置に必要な資機材や非常用自家発電機等の整備に努めるよう依頼する。

## 第4章 生活関連等施設の把握等

## 第1 生活関連等施設の把握等

市は、武力攻撃事態等において、国民生活に関連する施設や危険物質等の取扱施設などの安全の確保を図るため、これらの施設の管理者に対する留意点の周知等について、以下のとおり定める。

## (1) 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

## 【生活関連等施設の種類及び所管省庁及び所管県担当部局、市担当部局】

法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県 担当部局	市担当部局
第 27 条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—	—
	2号	ガス工作物	経済産業省	—	—
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	県民環境部	建設部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—	—
	6号	放送用無線設備	総務省	—	—
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部	—
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—	—
	9号	ダム	国土交通省	土木部 公営企業管理 局	—
第 28 条	1号	危険物	総務省消防 庁	県民環境部	消防本部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部	生活福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	県民環境部	消防本部
	4号	高压ガス	経済産業省	県民環境部	—
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制 委員会	県民環境部	—
	6号	核原料物質	原子力規制 委員会	県民環境部	—

7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	県民環境部 保健福祉部 農林水産部	—
8号	毒劇薬（医療品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部 農林水産部	生活福祉部
9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	—	—
10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	保健福祉部	—
11号	毒性物質	経済産業省	—	—

## (2) 平素からの備え

市は、生活関連等施設の種類ごとに所管省庁が定めた安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定めるものとする。

## 第2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、自らが管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、以下のとおり、予防対策について定める。

## (1) 市が管理する公共施設

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

## (2) 予防対策

市は、テロ等の発生に備え、予防対策として、来場者確認の徹底などの不審者対策、警察、消防、海上保安部への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への啓発等の措置を講ずる。

## 第5章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための備蓄との関係

市は、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、県と連携し、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害が発生した場合、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材を迅速に供給できる体制を整備するものとする。

#### (2) 県その他市町等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

#### (1) 防災のための備蓄との関係

市は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、防災のための備蓄と相互に兼ねることができるものについては、市地域防災計画で定めている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄整備に努める。なお、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材は、主に食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テントなどである。

また、市は、市地域防災計画に準じ、住民に対して、最低3日分の食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を基準とし世帯人数の7日分を目標として、非常時に持ち出しができる状態で備蓄に努めるよう普及、啓発を行う。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合

理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携し、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具などの整備に努める。

### 3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施を念頭に、自己管理する施設及び設備について必要な整備点検に努める。

#### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備するとともに、その適切な保存のための、バックアップ体制の整備にも努める。

## 第6章 国民保護に関する啓発

市は武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災に関する啓発と併せて、地域に密着している消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神等の醸成のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当の方法などについても普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市は多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

##### (1) 担当課体制の整備

市は、住民からの通報や県からの情報などにより武力攻撃事態等である可能性のある事案の発生を把握した場合は、必要に応じ国民保護担当職員を参集させ、直ちに警戒体制をとる。

##### (2) 緊急事態連絡室等の設置

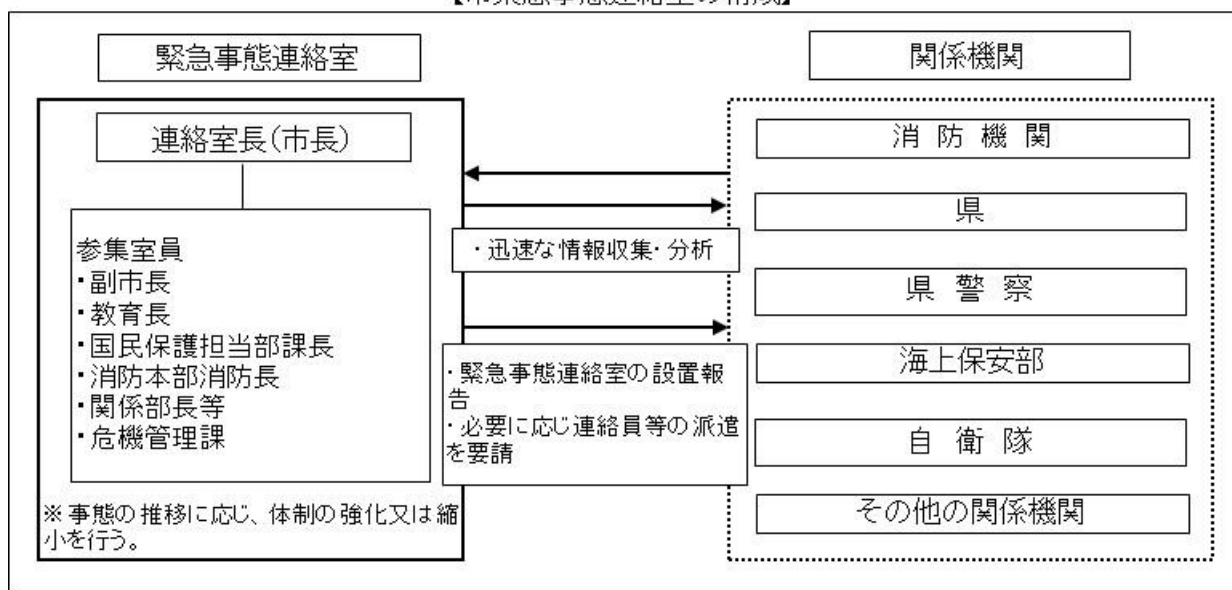
ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合は、速やかに、県及び県警察等に連絡を行い、また、事案は発生していないものの、国において武力攻撃事態等の認定が行われた場合も、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

イ 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。



【市緊急事態連絡室の構成】



(3) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供し必要な指示を行うとともに、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

2 市国民保護対策本部に移行する場合の調整

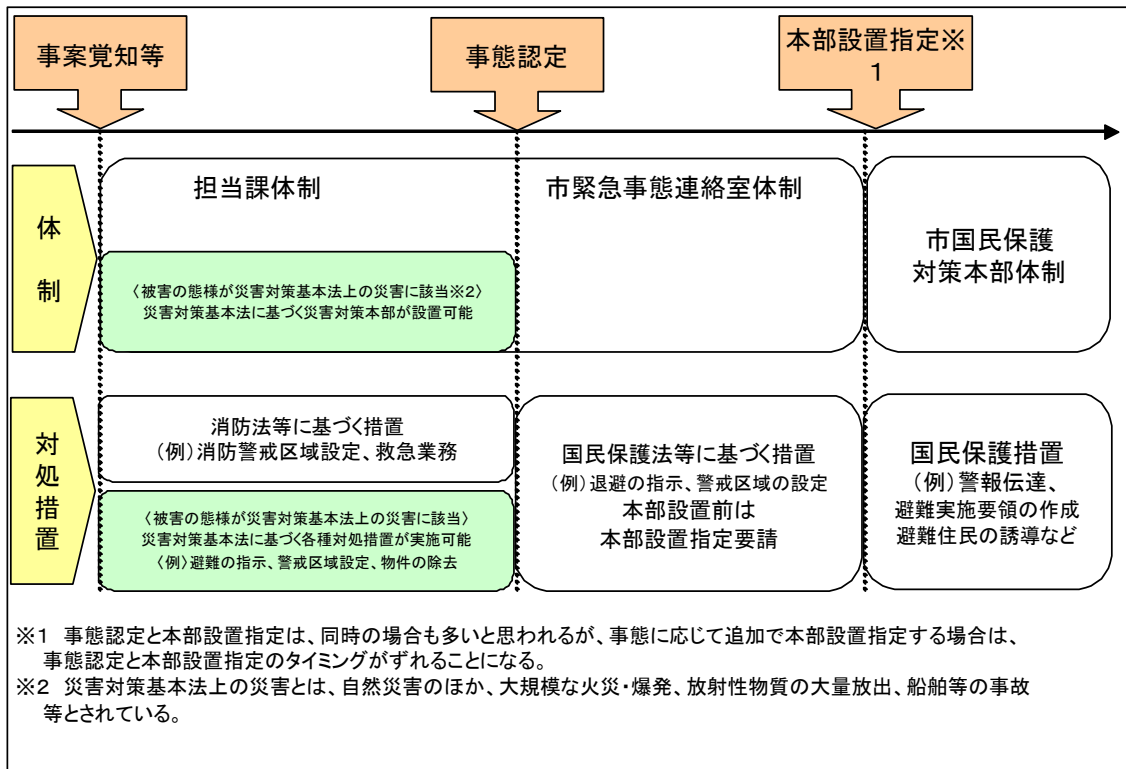
(1) 国から市対策本部を設置すべき通知があった場合

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

(2) 市地域防災計画による事案への対応を行っていた場合

市地域防災計画に基づき、災害対策本部が設置されていた場合、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、市は、直ちに市対策本部を設置し、市災害対策本部を廃止する。

また、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、その措置を改め、国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

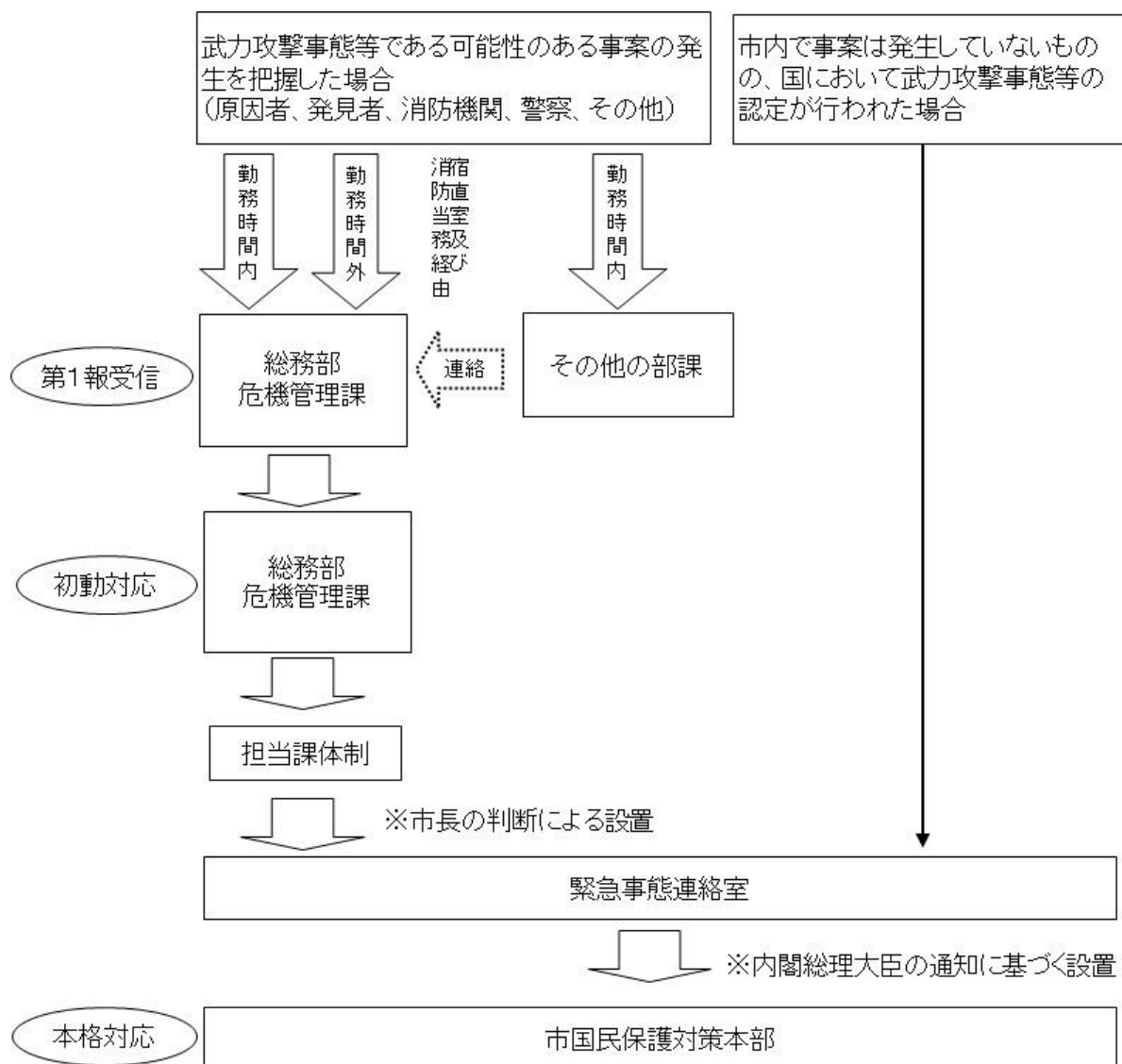


### 3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【初動連絡体制のフローチャート】



## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、設置の手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ア 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

##### イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

##### ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市役所本庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。また、市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

##### カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市役所本庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ定めておき、事態時の状況に応じ、市長判断により適宜決定する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

#### 資料3-1：市対策本部の予備施設

#### (2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が対策本部を設置すべき市の指定が行われていない段階で、市における国

民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

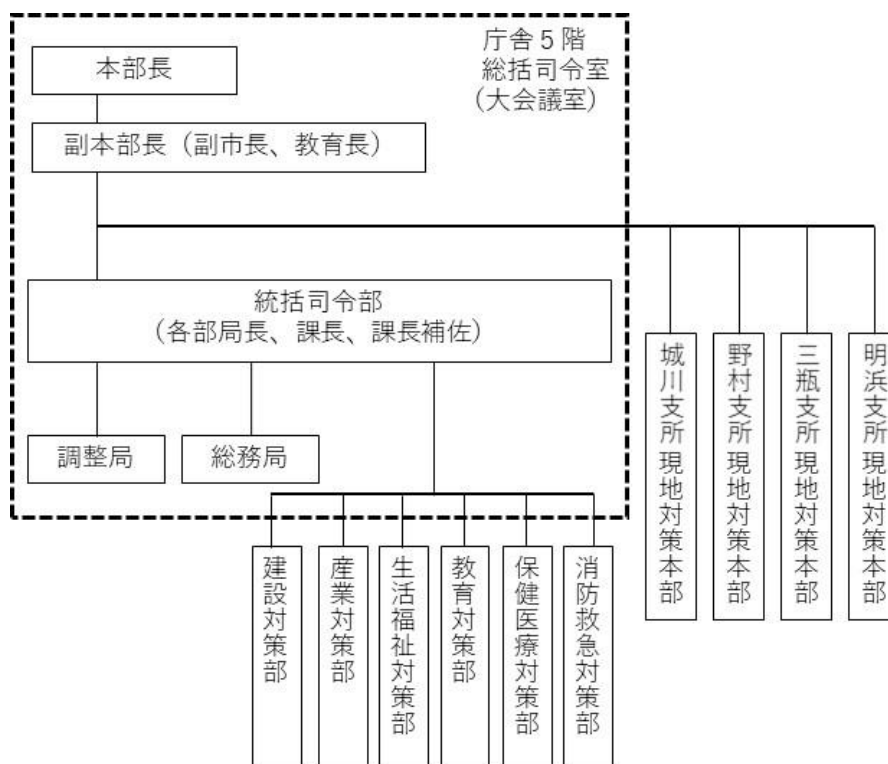
(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市の各部局は、市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局において措置を実施するとともに、市対策本部へ支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。市対策本部内には対策本部長の意思決定を補佐するため、情報収集・整理・集約、各関係機関との連絡調整、通信回線や機器の確保その他対外的な広報活動を行う事務局を整備する。

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成】

※災害対策本部の構成に準ずる



(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

## (ア) 報道機関による広報

市は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に対し、情報及び資料を提供し、広報について協力を要請する。なお、甚大な被害が発生した場合には、定期的な記者発表を行うなど一元的に広報を実施する。

## (イ) 一般広報

- ・ 広報車等による広報
- ・ 市のホームページを活用した広報
- ・ 市公式 SNS を活用した広報
- ・ 広報紙等（臨時含む）による広報
- ・ 相談窓口等の設置
- ・ 県の広報体制を活用した広報等

## (ウ) その他の広報

自主防災組織やその他活用できるあらゆる媒体を通じて広報活動を行う。

## ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報とし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応するものとする。
- (イ) 市対策本部において決定した方針など重要な情報については、市長自ら記者会見を行うものとする。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築するものとする。

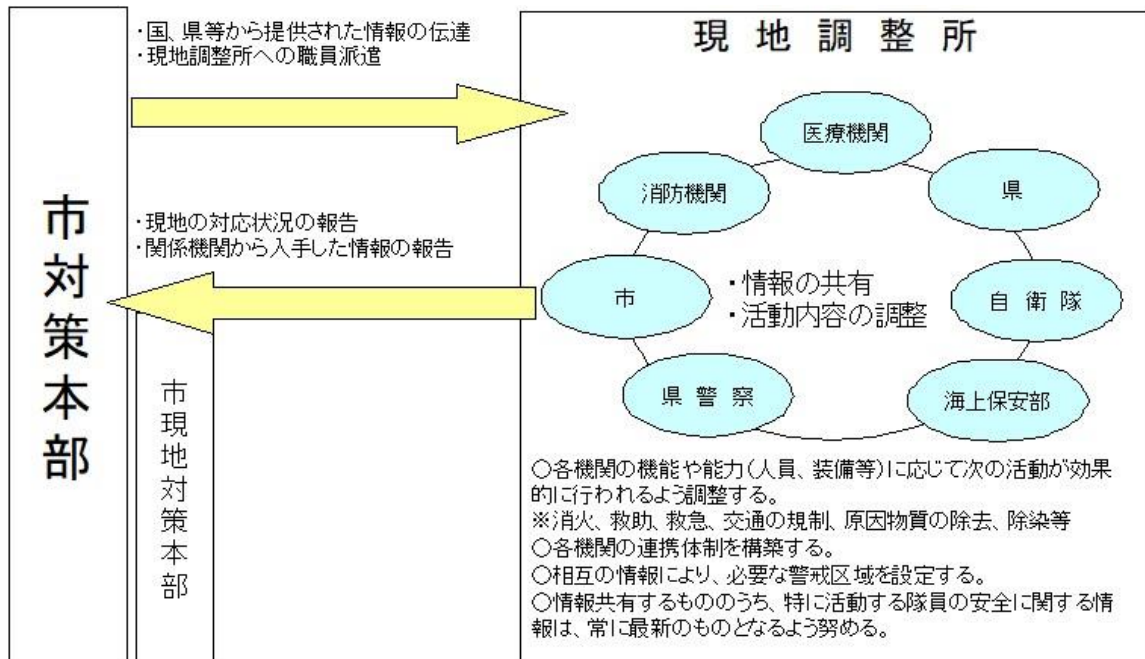
## (5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要な場合に備え、市対策本部設置と同時に、各支所に市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長は、支所長とし、現地対策副本部長は総務課長補佐をもって充て、班長は、現地対策本部所属職員のうちから現地対策本部長が指名する。

## (6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



【現地調整所の性格について】

- ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- イ 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。  
 現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行い、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使する。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かす。
- エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置するが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることとする（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合におい

ても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることとする。)

#### (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

##### イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

##### ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

##### エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

##### オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。



**2 通信の確保**

## (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

## (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

## (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

**【想定される主な通信機器】**

- ・ 西予市防災行政無線（市から住民への連絡通信網）
- ・ 消防救急無線
- ・ 愛媛県防災通信システム（県と市町等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ・ 地域衛星通信ネットワーク  
（通信衛星を利用して、消防庁、県、市町等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ・ L G W A N（県庁、地方局、市町等を結ぶメールによるネットワーク）
- ・ 市庁内L A N（本庁、支所、出先機関を結ぶメールによるネットワーク）
- ・ 電話、F A X

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

### 2 知事等、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請

#### (1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにするものとする。

#### (2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

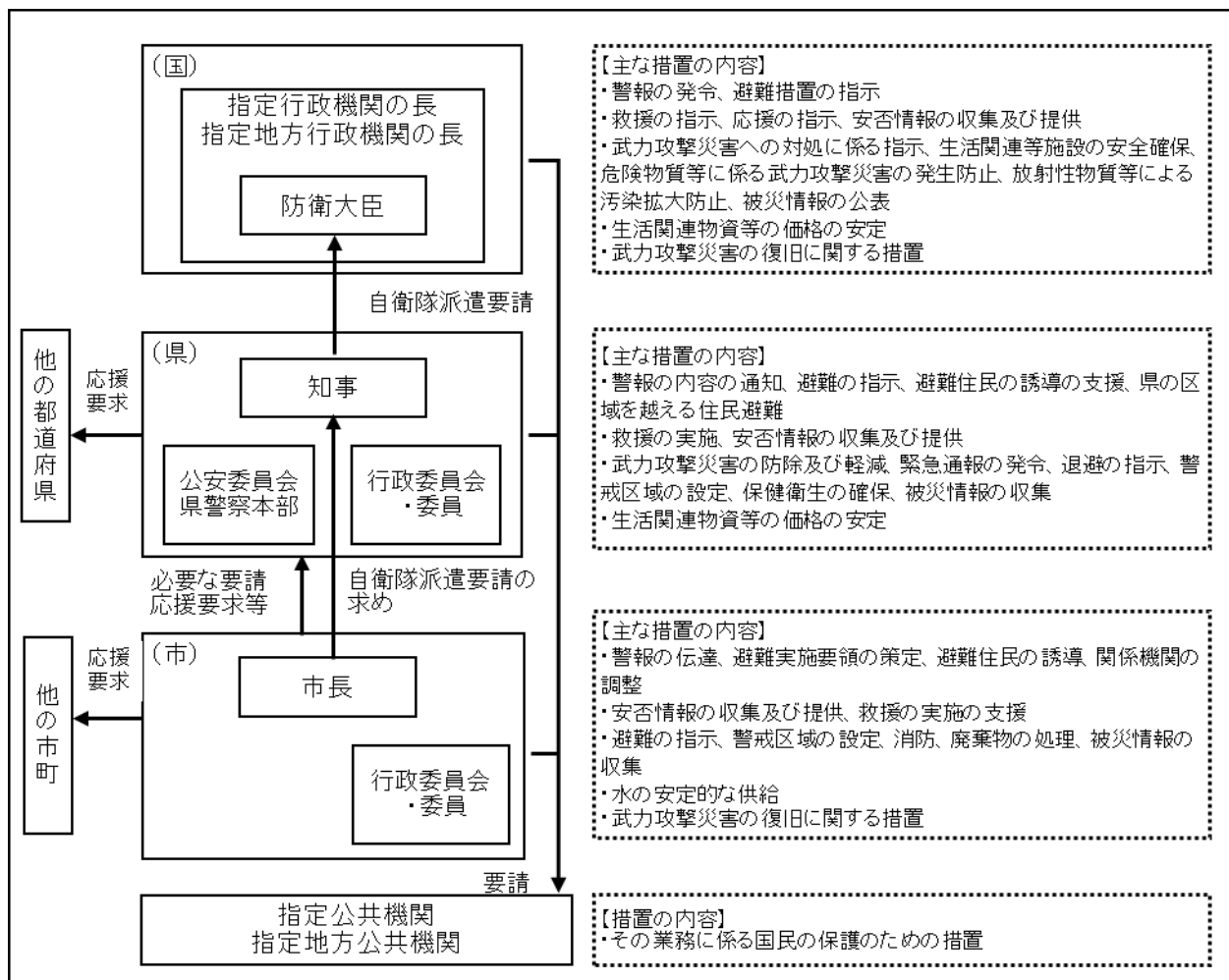
市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要

請する理由や活動内容等をできる限り明らかにするものとする。

【国民の保護のための措置の実施】



3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊愛媛地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあつては中部方面総監、海上自衛隊にあつては呉地方総監、航空自衛隊にあつては西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

- イ 派遣を要請する期間
  - ウ 派遣を要請する区域及び活動内容
    - (ア) 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
    - (イ) 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
    - (ウ) 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等）
    - (エ) 武力攻撃災害の応急復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）
  - エ その他参考となるべき事項
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（同法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

#### 4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

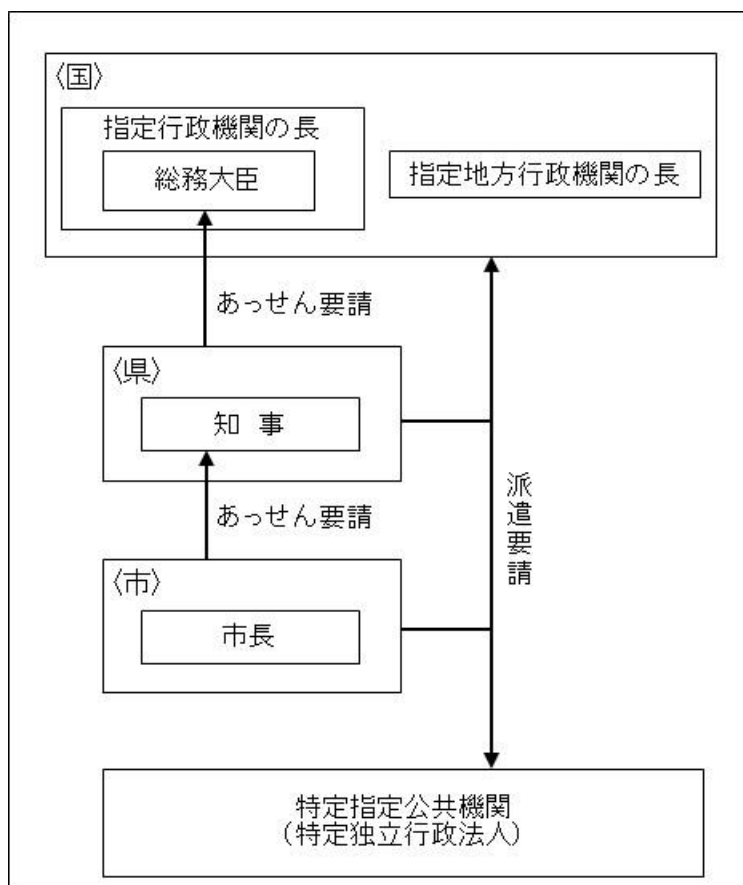
- (1) 他の市町長等への応援の要求
- ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等に対して応援を求める。
  - イ 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求
- 市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託
- ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
    - (ア) 委託事務の範囲、管理及び執行の方法
    - (イ) 委託事務に要する経費の支弁方法その他必要な事項
  - イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
 

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長は、その内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、本項の(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。



6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

ア 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施に関し、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえながら、その適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、社会福祉協議会等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入希望を把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部を通じて国民に公表するとともに、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

また、本市が被災地域又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、当該地域のニーズについて広報を行う。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受

けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導への協力

避難住民の誘導を行う者は、必要に応じ、避難住民等に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

なお、避難住民の復帰のための措置も同様に協力を要請することができる。

(2) 避難住民等の救援

市長又は市の職員は、必要に応じ、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他武力攻撃災害への対処に関する措置

市長若しくは市職員又は消防職員等は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要がある場合は、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

ア 消火のための水を運搬すること。

イ 救出された負傷者を病院に搬送するため車両を運転すること。

ウ 被災者の救助のための資機材を提供すること。

(4) 住民の健康の保持又は環境衛生の確保

市長又は市職員は、武力攻撃災害の発生により住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要がある場合は、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【協力を求める要請の例】

ア 健康診断の実施

イ 感染症の動向調査の実施

ウ 水道水の水質検査の実施

エ 防疫活動の実施

オ 被災者の健康維持活動の実施

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の通知及び伝達

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

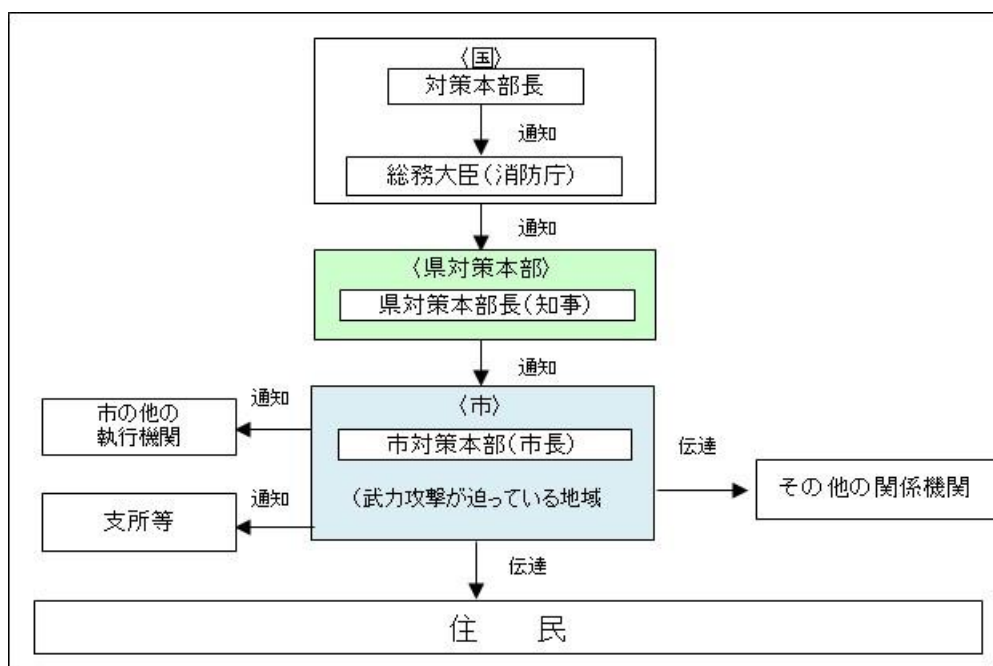
#### 1 警報の内容の通知及び伝達

##### (1) 警報の内容の伝達

- ア 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民、学校、病院、その他多数の者が利用する施設等の管理者に対し警報の内容を伝達する。
- イ 市は、県警察、消防機関と協力のうえ、防災行政無線のほか拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるよう努める。
- ウ 市は、必要と判断する場合には、県に対して、防災ヘリコプターを使用した警報の伝達を要請する。
- エ 市は、高齢者、障がい者、外国人等避難行動要支援者にも配慮した広報を行う。

##### (2) 警報の内容の通知

- ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.seiyo.ehime.jp/>）に警報の内容を掲載する。





**2 警報の内容の伝達方法**

- (1) 市長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係団体に伝達するものとする。
- (2) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、J-ALERT等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、J-ALERTと連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。
- ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合  
この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
- (ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。
- (イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。  
また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※J-ALERTによって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- (3) 市長は、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮しあるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう体制の整備に努める。
- この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。
- また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう県警察と緊密な連携を図る。
- (4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配

慮するものとし、避難行動要支援者について、福祉部局等との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととするが、その他は警報の発令の場合と同様とする。

### 3 緊急通報の伝達及び通知方法

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

#### (1) 避難の指示を受けた場合等の連絡

市長は、知事から避難の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちにその内容を住民、市の他の執行機関その他の関係機関に通知、伝達する。

なお、避難の指示の内容は以下のとおりである。

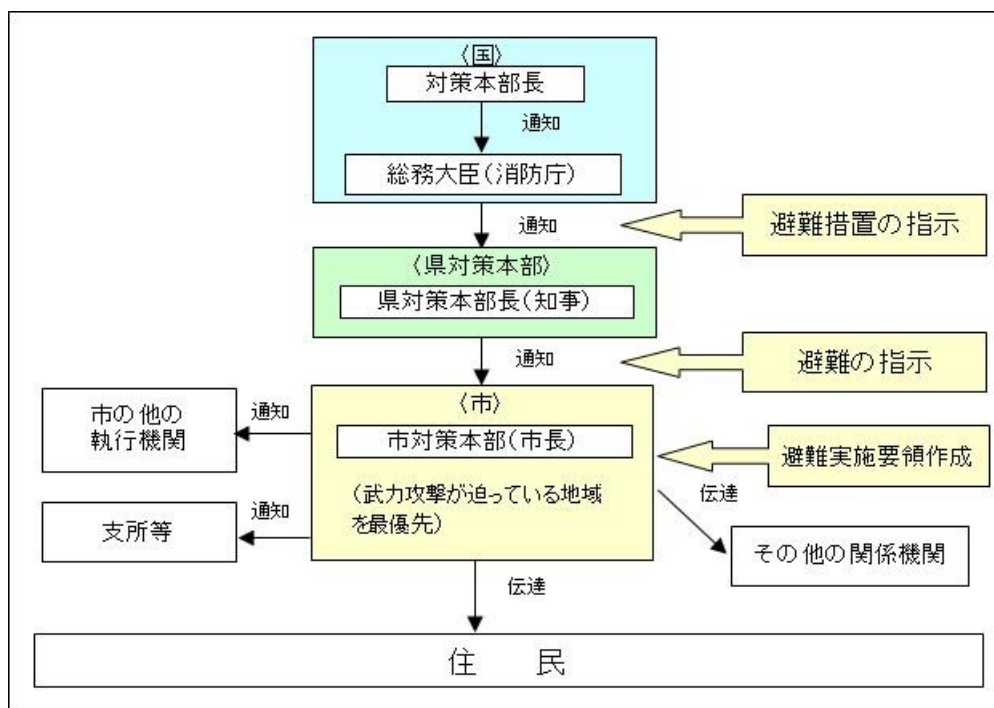
- ア 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- イ 住民の避難先となる地域（避難先地域、住民の避難の経路となる地域を含む）
- ウ 関係機関が講ずべき措置の概要

#### (2) 避難の指示に伴う市長の措置

市長は、避難の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、以下の措置を実施する。

- ア 要避難地域を管轄する場合  
避難の指示を受け、住民に対する避難の指示を迅速に行う。
- イ 避難先地域を管轄する場合  
避難の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民受入措置。
- ウ ア又はイ以外で通知を受けた場合  
警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達する。

上記の避難の指示に際して、知事は、指示に先だつて、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係市町から意見聴取を行うこととなるため、市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。



## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察、海上保安部、関係機関の意見を聴きつつ、消防庁作成のマニュアルを参考にあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領に定める事項は、以下のとおりである。

- ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ウ その他避難の実施に関し必要な事項

### (2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

#### ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

#### イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

#### ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の住所及び場所名を可能な

限り具体的に明示するとともに、集合の手段を記載する。

- エ 集合時間  
誘導の際の交通手段の出発時刻や誘導開始時間を具体的に記載する。
- オ 集合に当たっての留意事項  
集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たって避難住民が留意すべき事項を記載する。
- カ 避難の手段及び避難の経路  
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- キ 市職員、消防職団員の配置等  
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ク 自主防災組織等の活用  
自治会や自主防災組織のほか、消防や自衛隊のOBなどの協力について記載する。
- ケ 高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者への対応  
高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するため、これらの者への対応方法を記載する。
- コ 要避難地域における残留者の確認  
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- サ 避難誘導中の食料等の支援  
避難誘導中の住民に対し、食料、飲料水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるような支援内容を記載する。
- シ 避難住民の携行品、服装  
避難住民の誘導が円滑に実施できるよう必要最小限の携行品、服装について記載する。
- ス 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等  
問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

#### 資料3-2：避難実施要領（一例）

#### (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
  - ・地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態
- イ 事態の状況の把握

- ・警報の内容や被災情報の分析
- ・特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握
  - ・屋内避難
  - ・徒歩による移動避難
  - ・長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送）
- オ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
  - ・県との役割分担
  - ・運送事業者との連絡網
  - ・一時避難場所の選定
- カ 避難行動要支援者の避難方法の決定
  - ・避難行動要支援者名簿
  - ・避難行動要支援者の支援を行う班の設置
- キ 避難経路や交通規制の調整
  - ・具体的な避難経路
  - ・県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整
  - ・道路の状況に係る道路管理者との調整
- ク 職員の配置
  - ・各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定
- ケ 関係機関との調整
  - ・現地調整所の設置、連絡手段の確保
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
  - ・県対策本部との調整
  - ・国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応

**【国の対策本部長による利用指針の調整】**

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

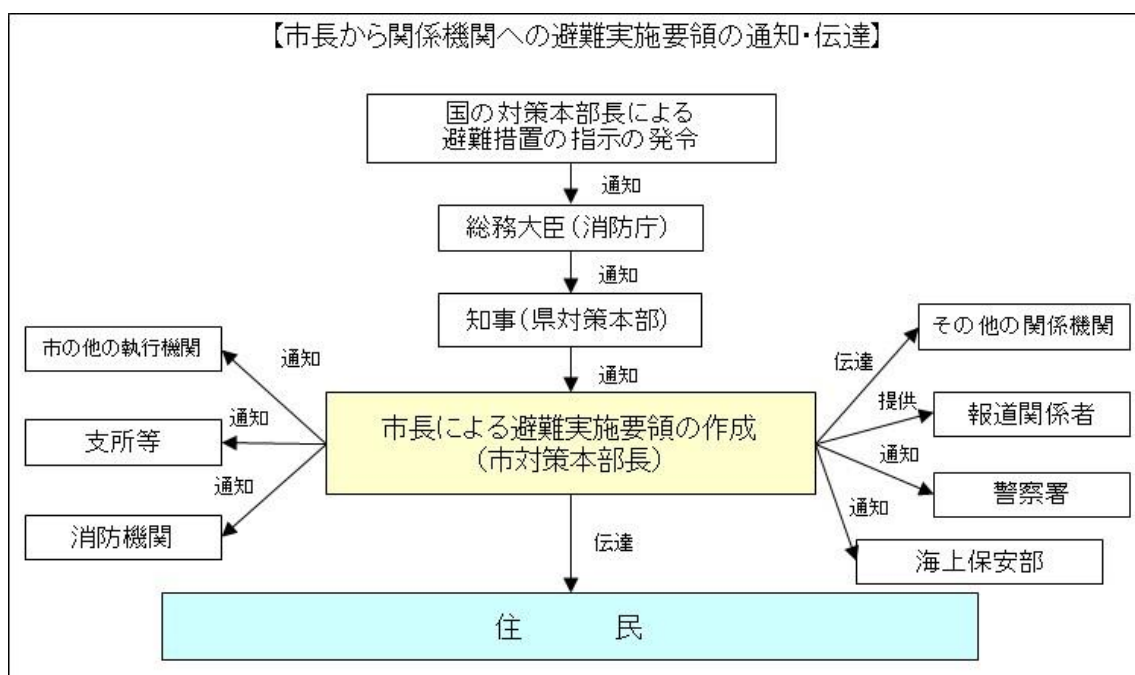
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

## (4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。なお、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先することとし、自治会や自主防災組織等と連携し、迅速かつ安全な避難住民の誘導に努めるものとする。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向に

あることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 必要な措置の要請

市長は、警察官等が避難誘導を実施している場合において、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要がある場合は、その必要な限度において、警察署長等に対し、警告、指示、立入禁止、退去、物件の除去など避難住民の誘導に関する必要な措置を講ずるよう要請する。

避難住民を誘導する市職員、警察官等は、避難の指示に従わず要避難地にとどまる者に対し、警告等を発するほか、避難の指示に従うようできる限り説得に努める。

#### (5) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。



(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者を支援する班を設置し、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(8) 残留者等への対応

市長は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### (12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては県対策本部長に、その旨を通知する。

#### (13) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

### 4 避難に際しての留意点

#### (1) 地域特性等への配慮

##### ア 市街地における住民の避難

市街地の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

市長は、知事から、避難先地域への避難の指示がなされた場合は避難先地域への誘導を行い、屋内への避難の指示がなされた場合は屋内への誘導を行うとともに、その後の事態の推移に応じた知事の指示を待つて対応する。

##### イ 中山間地域における住民の避難

市長は、中山間地域など公共交通機関が限られる地域において、知事からの避難の指示によっては、自家用車等を交通手段として示すこともあり得る。

#### (2) 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

##### ア ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合における住民の避難

(ア) 知事による避難の指示が行われた場合には、市長は早急に避難の指示を伝達し、当該要避難地域からの避難を実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合は、身体への直接の被害を避けるため、屋内に一時的

に避難させることもあり得る。)

- (イ) ゲリラによる急襲的な攻撃により、知事による避難の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、市長は、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- (ウ) 市長は、避難住民の誘導に際しては、県と県警察、海上保安部、自衛隊等と連携を図りながら行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

#### イ NBC攻撃の場合における住民の避難

避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため、手袋や帽子、雨ガッパなどを着用させるほか、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻にあてさせることなどに留意する。

##### (ア) 核攻撃の場合

核爆発による熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、建築物の地階等に避難させ、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。

直接の被害は受けないものの、放射線降下物による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示するとともに、外部被爆を最小限に抑えるため、風下を避けて風向きに対して垂直方向に避難させる。

##### (イ) 生物剤による攻撃の場合

生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、当該場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は一律に住民を避難させるのではなく、感染の有無を確認するとともに感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

##### (ウ) 化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、当該場所から直ちに離れ、屋内の外気からの密閉性の高い部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

この際、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高台に避難させる。

#### ウ 弾道ミサイルによる攻撃や航空攻撃の場合における住民の避難

- (ア) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示さ

れることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等に避難させる。

- (イ) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、県からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域へ避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の誘導を行う。
- (ウ) このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、J-ALERTによる情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

#### エ 着上陸侵攻の場合における住民の避難

着上陸侵攻については、本市での事態発生の可能性は低いと想定されるが、今後、このような事態に対して、以下の対応を行う。

- (ア) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つことが適当である。  
このため、この場合、国からの総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とする。
- (イ) このため、平素から、このような避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

### (3) 動物の保護等に関する配慮

市は、武力攻撃事態等における動物の保護等に関する配慮について、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」に基づき、以下の措置を講ずる。

#### ア 危険動物等の逸走対策

- (ア) 市は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図る。
- (イ) 市は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。
- (ウ) 市は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行う。

イ 要避難地域等において飼養又は管理されていた家庭動物等の保護等

- (ア) 市は、武力攻撃事態等における要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等を所有者が保護するための支援や、負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施する。
- (イ) 市は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施する。

5 避難住民復帰のための措置

(1) 避難の指示の解除

市長は、避難の指示の解除の通知を受けた場合には、避難住民に対し、避難の指示の解除を伝える。

(2) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

## 第5章 救援

市長は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護する上で、救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

## (3) 日本赤十字社との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

## (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う（第3編第4章第2の3の(11)）。

### 3 救援の内容

## (1) 救援の基準等

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

## (2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報を基に、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## (3) 救援の内容

市長は、救援の実施に際し、それぞれ次の点に留意して行う。

## ア 収容施設の供与

避難等により本来の住居で生活することのできなくなった避難住民等に、収容施設を提供することにより、避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、市長が指定する避難施設を供与する。

また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、長期避難のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が公民館等から移ることができるよう配慮する。

(イ) 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉

施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握)

- (イ) 避難施設運営マニュアルに基づく適切な運営
  - (ウ) 避難所におけるプライバシーの確保や男女双方の視点等への配慮
  - (エ) 高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
  - (オ) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
  - (カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
  - (キ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
  - (ク) 提供対象人数及び世帯数の把握
- イ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- 食品については、自宅で炊飯を行うことができず日常の食事に支障が生じる場合に、避難住民等に対し応急的に炊き出し又は弁当等の提供を行う。
- 飲料水については、武力攻撃災害の発生により、水道等の施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたことなどにより、飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し提供する。
- 生活必需品等については、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、給与又は貸与する。
- (ア) 食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
  - (イ) 物資供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請
  - (ウ) 提供対象人数及び世帯数の把握
  - (エ) 引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

### 資料3-3：食品集積場所

#### ウ 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療又は助産を受けることができない避難住民に対し、応急的な医療又は助産を提供するとともに、提供に当たっては、市内医療機関を活用するほか、日本赤十字社への医療の提供の委託や医療関係者に対する医療の実施の要請等も行う。

なお、医療又は助産の対象は、武力攻撃災害を原因として被災した者に限るものではなく、また、経済的能力の如何を問うものでもない。

- (ア) 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- (イ) 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集



- (ウ) 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
  - (エ) 避難住民等の健康状態の把握
  - (オ) 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
  - (カ) 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
  - (キ) 物資の引渡場所や一時集積場所の確保
  - (ク) 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- エ 被災者の捜索及び救出
- 武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出する。
- この場合、県消防防災航空隊への要請など、県警察及び消防機関等が行う捜索、救出活動と十分な連携を図る。
- (ア) 被災者の捜索及び救出についての県警察、消防機関、自衛隊、海上保安部の関係機関との連携
  - (イ) 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
- オ 埋葬及び火葬
- 武力攻撃災害により死亡した者に対して、その遺族が混乱期に埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がいないような場合に、遺体の応急的な埋葬及び火葬として、棺など必要な物資及び火葬等の役務の提供を行う。
- また、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体搬送の手配等を実施する。
- (ア) 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力の把握
  - (イ) 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等の情報集約体制
  - (ウ) 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
  - (エ) あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日付け衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
  - (オ) 県警察及び海上保安部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡等の実施
  - (カ) 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- カ 電話その他の通信設備の提供
- 武力攻撃事態等において、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、電気通信事業者である指定公共機

関等の協力を得て、電話、インターネットその他の通信設備を設置する。

- (ア) 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- (イ) 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- (ウ) 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- (エ) 聴覚障がい者等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した場合に、武力攻撃災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分について応急修理を行う。

- (ア) 住宅の被災状況の情報収集体制（被災戸数、被災の程度）
- (イ) 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- (ウ) 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- (エ) 応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与

避難や武力攻撃災害により学用品を喪失し、就学上支障のある小学校児童や中学校生徒等に対して、教科書等の教材、文房具、体操着等の体育実技用品及びカバン等の通学用品を給与する。

- (ア) 児童生徒の被災状況の情報収集
- (イ) 不足する学用品の把握
- (ウ) 学用品の給与体制の確保

ケ 死体の捜索及び処理

武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索のほか、洗浄や消毒の処置等を行う。

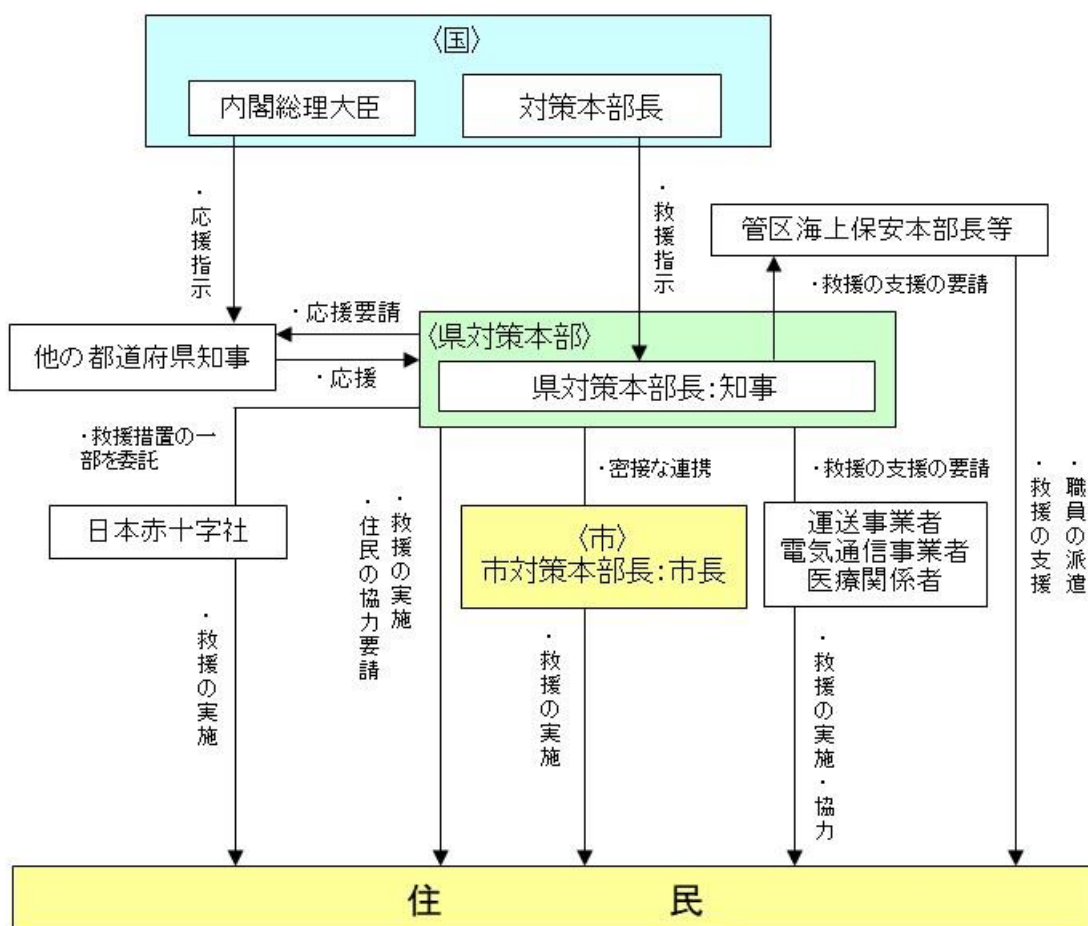
- (ア) 死体の捜索及び処理についての県警察、消防機関、自衛隊及び海上保安部の関係機関との連携
- (イ) 被災情報、安否情報の確認
- (ウ) 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- (エ) 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- (オ) 死体の一時保管場所の確保

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、個人の敷地内の土石、竹木等の障害物の除去を行う。

- (ア) 障害物の除去の対象となる住居等の被災状況の収集
- (イ) 障害物の除去の施工者との調整
- (ウ) 障害物の除去の実施時期
- (エ) 障害物の除去に関する相談窓口の設置

【救援に関する措置関連図】



<p>【救援の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収容施設の供与</li> <li>・ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与</li> <li>・ 医療の提供及び助産</li> <li>・ 被災者の捜索及び救出</li> <li>・ 埋葬及び火葬</li> <li>・ 電話その他の通信設備の提供</li> <li>・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</li> <li>・ 学用品の給与</li> <li>・ 死体の捜索及び処理</li> <li>・ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</li> </ul>	<p>【住民の協力等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援に必要な援助の協力</li> <li>・ 救援に必要な物資の売渡（医薬品、食品、寝具等特定物資）</li> <li>・ 特定物資の保管</li> <li>・ 土地、家屋又は物資の使用の受認（収容施設及び医療用施設として利用）</li> <li>・ 土地、家屋等の立入検査の受認</li> </ul>
--	--

**4 医療活動等を実施する際の留意事項**

## (1) 医療活動等の実施方針

ア 市は、医療活動等の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効果的な活動に努める。

※トリアージ・・・病気やケガの緊急度や重症度を判定して、治療や後方搬送の優先順位を決めること

イ 市は、県、市町、日本赤十字社愛媛県支部、県医師会等、公的医療機関及び国立病院等との緊密な連携により、武力攻撃災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。以下同じ。）を行う。

ウ 市は、市地域防災計画に準じ、武力攻撃災害時には、速やかに救護所の設置や救護班の編成などの初期医療体制を確立するとともに、救護病院等の後方医療機関に傷病者を収容する。

エ 市は、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集し、医療救護活動について広域的な調整を行う。

オ 市は、被災地域における医療救護支援の拠点である保健所との調整を行う。

カ 市は、武力攻撃災害により、在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。

## (2) 核攻撃等における医療活動等の留意点

## ア 核攻撃等の場合の医療活動

(ア) 医療関係者からなる救護班による緊急被爆医療活動への協力

(イ) 内閣総理大臣により緊急被爆医療派遣チームが派遣された場合、その指導の下に、トリアージや汚染・被爆の程度に応じた医療の実施

## イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動

(ア) 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）

(イ) 国、県からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

## ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国、県からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえつつ、個人情報保護及び報道の自由に十分な配慮をすることが重要であるため、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

#### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

#### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

### 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料2-5：安否情報報告書（安否情報省令に規定する様式第3号）前掲

**3 安否情報の照会に対する回答**

## (1) 安否情報の照会の受付

- ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- イ 市は、住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

資料3-4：安否情報照会書（安否情報省令に規定する様式4号）

## (2) 安否情報の回答

- ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書で本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料3-5：安否情報回答書（安否情報省令に規定する様式第5号）

## (3) 個人\_\_情報の保護への配慮

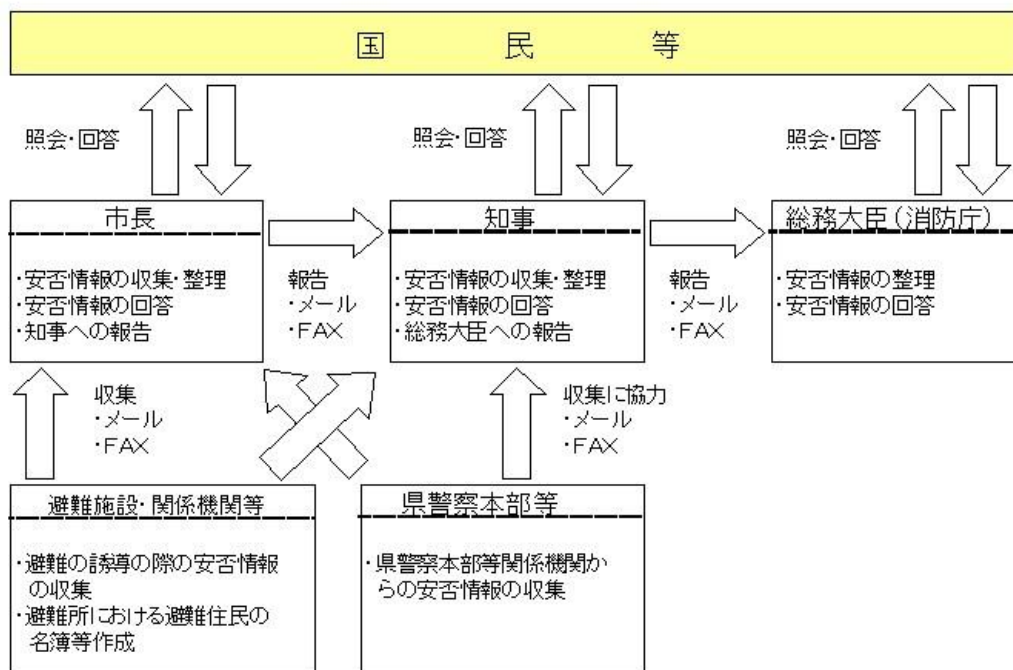
- ア 市は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- イ 市は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人情報の保護に配慮しつつ、情報提供を行う。

【安否情報の収集に関する措置関連図】



- 収 集 項 目
1. 避難住民(負傷した住民も同様)
    - ① 氏名
    - ② フリガナ
    - ③ 出生の年月日
    - ④ 男女の別
    - ⑤ 住所(郵便番号を含む。)
    - ⑥ 国籍
    - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(①～⑥号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
    - ⑧ 負傷(疾病)の該当
    - ⑨ 負傷又は疾病の状況
    - ⑩ 現在の居所
    - ⑪ 連絡先その他必要情報
    - ⑫ 親族・同居者への回答の希望
    - ⑬ 知人への回答の希望
    - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
  2. 死亡した住民
 

(上記①～⑦に加え)

    - ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
    - ⑯ 遺体が安置されている場所
    - ⑰ 連絡先その他必要情報
    - ⑱ ①～⑦、⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市長は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員に対し、現場からの情報を収集、分析し、必要な情報の提供や安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたとき、若しくは、発見したときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。



## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### (2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段がなく、移動するよりも屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### (3) 退避の指示に伴う措置等

- ア 市長は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してもその内容を連絡する。また、退

避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も、同様に伝達等を行う。

- イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (4) 安全の確保等

- ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害の拡大を防止するための緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。市長が当該指示をした場合には、直ちに知事に通知する。

## 3 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や

装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

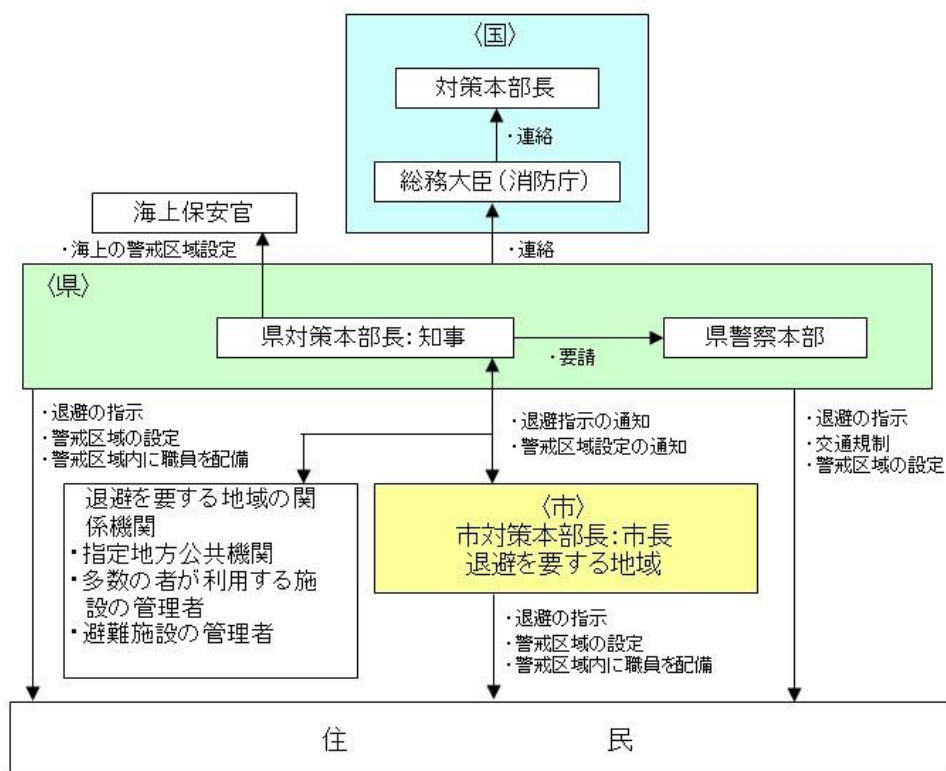
ウ 市長は、警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

【応急措置等(退避の指示、警戒区域の設定)に関する措置関連図】



#### 4 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

#### 5 消防に関する措置等

##### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

##### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ且つ地域の実状に即した活動を行う。

##### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

##### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助

隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

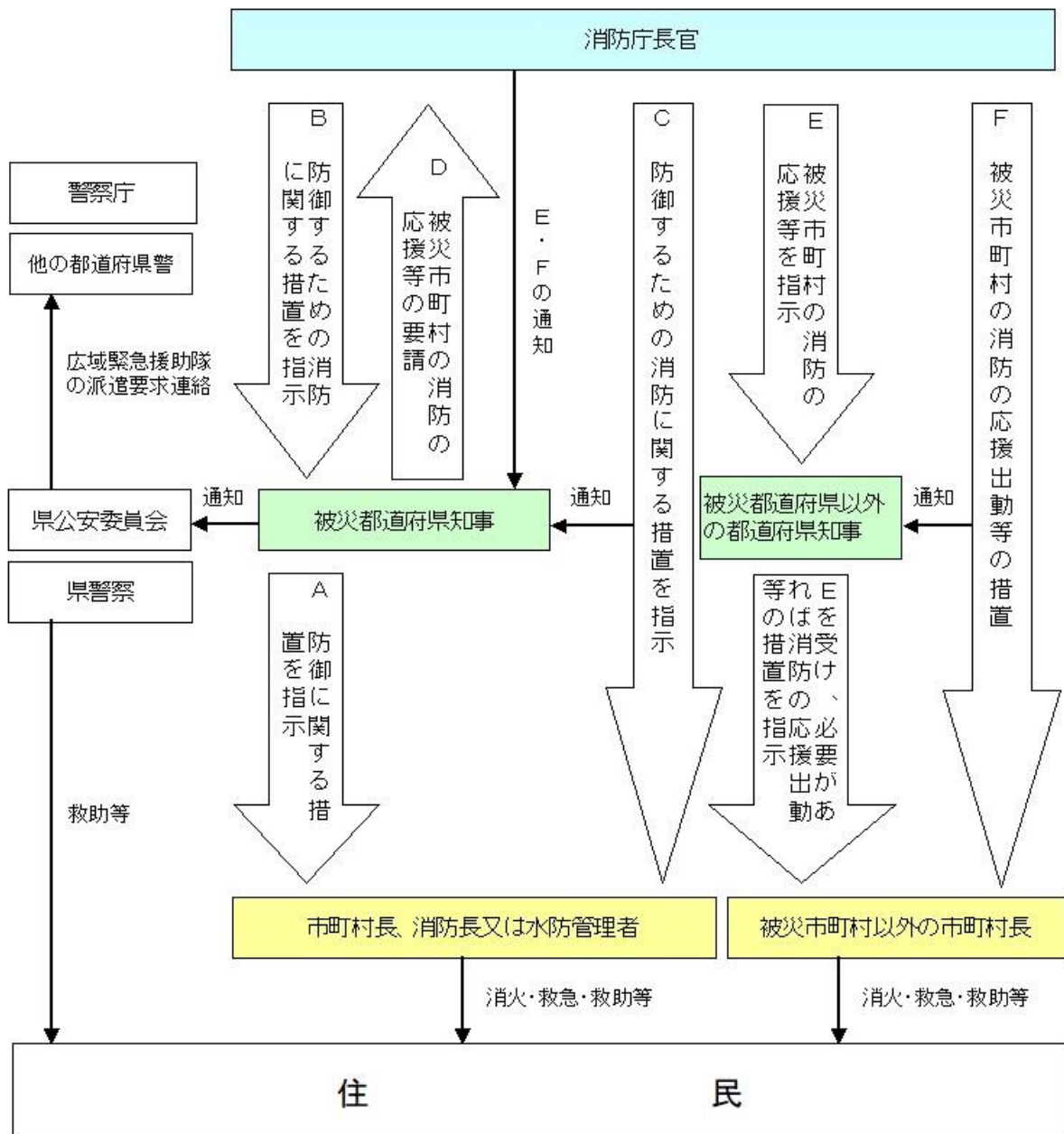
市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 本市が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、市長は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- エ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

【消防等に関する措置関連図】



### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市の区域内に所在する生活関連等施設の管理者である国が行う安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、防災体制の充実等）を参考にし、市が管理する施設について、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じ、当該施設に従事する者等の安全確保に十分配慮する。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

資料3-6：生活関連等施設の安全確保の留意点

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

既存の法令に基づく措置と次のアからウまでの措置との対応関連は、資料編に示す。

ア 危険物質等取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物質等の製造、引渡、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

資料3-7：危険物質等の種類及び市長が命ずることの出来る措置のリスト

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、本項の(1)のアからウまでの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 危険物質等取扱所に係る武力攻撃災害の発生防止

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、危険物質等の取扱者より災害発生に関する通報を受けた場合には、災害の状況及び実施した措置の概要につき把握し、知事に報告する。

また、消防等関係機関と連絡調整を行い、有毒ガス等が漏洩した場合には、県警察、消防機関など関係機関と連携して、速やかに住民を避難させるとともに、漏洩した場所の周辺にロープを張るなどして立入りを禁止するなどの、適切な災害応急対策等を実施する。



## 第4 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずることとなるため、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として退避を指示し、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

また、市は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的見解、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報を基に、知事に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国（厚生労働省及び農林水産省等）、県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がN B C 攻撃により汚染された場

合には、必要に応じ、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

また、措置に必要となる資機材及び人員については、県や県警察等への応援要請により対応する。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

イ 生物剤による攻撃の場合

弾道ミサイル等が着弾したが、目立った被害が見られず、着弾地点で見慣れない容器が発見されたり、煙霧のようなものが立ち上がっているような場合は、弾頭に生物兵器が搭載された可能性があることから、市は、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所が行う消毒等の措置に協力する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

弾道ミサイル等が着弾したのに、さほど激しい爆発がないなどの場合には、弾頭に化学兵器が搭載されているおそれがあるため、市は、速やかに気象情報を把握し、風下方向への拡散に対して、警戒区域の設定等の措置を講ずる。また、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

## 【市長の権限】

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄（占有者が死亡した場合等）
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

## 【権限行使時に掲げる事項】

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

## (6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県か

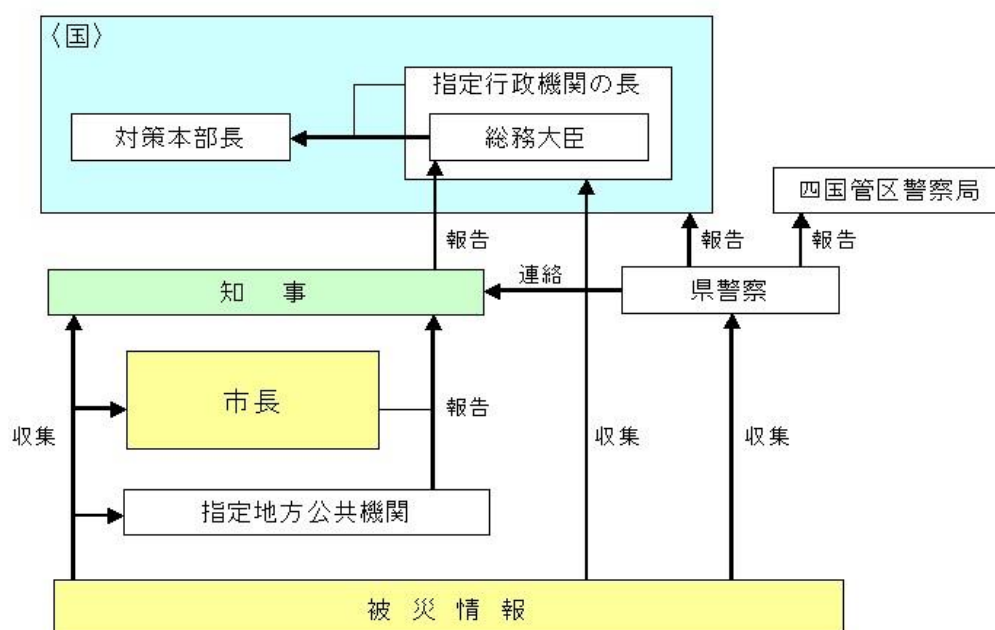
ら積極的に収集し、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、県に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ア 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- イ 市は、情報収集に当たっては、消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ウ 市は、収集した被災情報については、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- エ 市は、第1報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
- なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の措置関連図】



## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等の状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ウ 平素から市は、県と協力して、既存の廃棄物処理業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

### (2) 廃棄物処理対策

- ア 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等に係る要請を行う。

## 3 文化財の保護

(1) 市教育委員会は、市の区域に存する文化財等に関し、県教育委員会又は文化庁長官より武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告が行われる場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を通知する。

(2) 文化財等が被災した場合、所有者等は、消防機関等に通報するとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告する。

また、市教育委員会は、被災の連絡を受けたときは、被災文化財等の被害状況を速やかに把握し、被害拡大を防止するための万全の体制を確立するとともに、被災状況を速やかに県教育委員会に報告する。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定され、国及び県と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図るため、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### (3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、国及び県が行う職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

#### (4) 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活や事業の再建をする場合に必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対策を実施する。



3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び港湾等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### ※特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### (1) 特殊標章等（法第158条）

#### ア 特殊標章

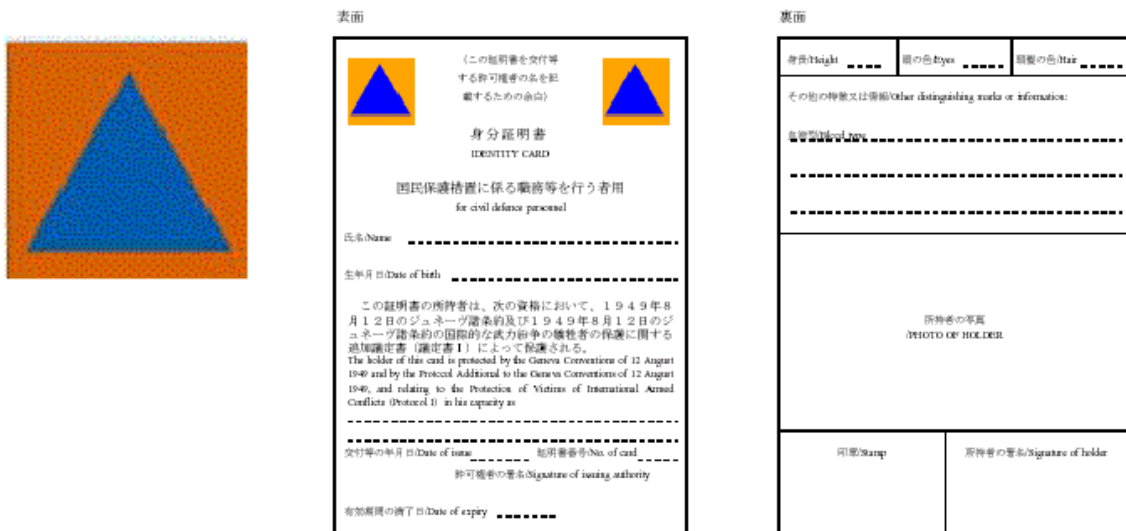
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

#### イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は、下記のとおり。）

#### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



(日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）)

(身分証明書のひな型)

## (2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日付け閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日付け消防国第30号国民保護室長通知）を参考）。

## ア 市長

- (ア) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 消防団長及び消防団員
- (ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## イ 消防長

- (ア) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処

### 第1章 基本的考え方

伊方発電所は、四国で唯一の原子力発電所であり、同所を標的とした武力攻撃が行われた場合には、重大な影響が及ぶことが懸念される。伊方発電所に対する攻撃手段としては、弾道ミサイル攻撃や航空機を利用した自爆テロのほかテロ・ゲリラなどによる破壊工作が考えられる。

市は、このような住民の生命、身体及び財産を保護する上で極めて重大となる伊方発電所の武力攻撃原子力災害に対し、特別な注意を払う必要があるため、平素からの備えのほか、予防から事後対策までの措置について定めることで、迅速で的確な国民保護措置の実施を確保する。

なお、伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処は、原則として、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の規定及び愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「県原子力防災計画」という。）に基づき作成された、西予市地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「市原子力防災計画」という）に準じた措置を講ずることとし、その対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃原子力災害に対する基本的考え方

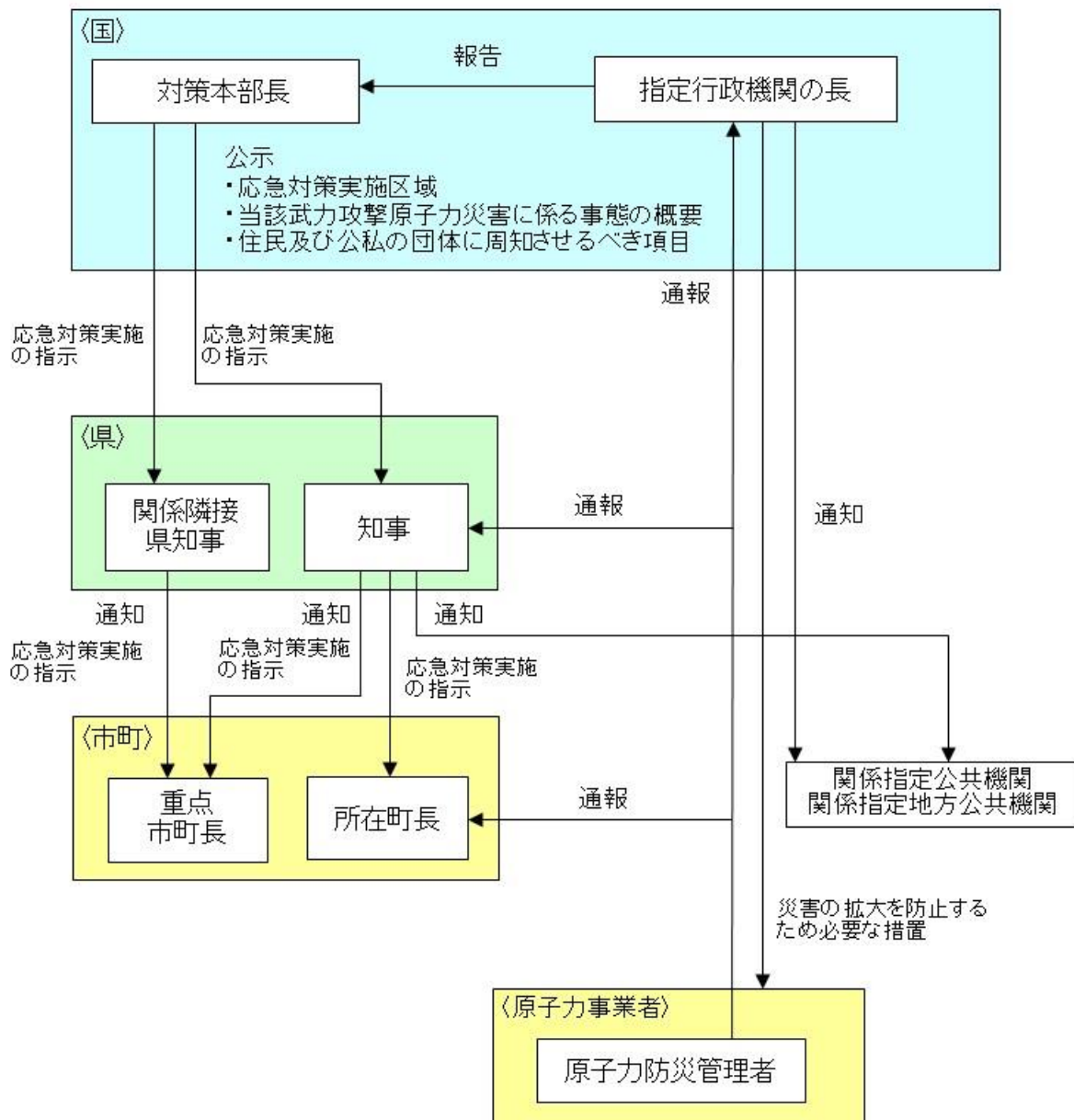
##### (1) 住民の生命、身体及び財産の保護

市は、国、県からの情報に基づき、武力攻撃事態等の推移を的確に見極めつつ、県原子力防災計画で指定する重点市町（伊方町・八幡浜市・大洲市・宇和島市・伊予市・内子町）及び原子力事業者その他関係機関とともに、住民の避難誘導等を的確かつ迅速に実施することにより、武力攻撃原子力災害から住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

##### (2) 関係機関との連携

市は、平素から伊方発電所における武力攻撃原子力災害に対し、効率的かつ迅速に対応できるよう、国、県、重点市町、原子力事業者その他防災関係機関等との連携体制を整備し、正確な情報収集及び伝達に努める。

【武力攻撃原子力災害への対処】



## 第2章 平素からの備えや予防

市は、武力攻撃原子力災害の発生あるいは拡大を未然に防止し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市原子力防災計画に準じて、武力攻撃原子力災害に関する国民保護措置について必要な事項を以下のとおり定める。

### 1 武力攻撃原子力災害における被ばく医療体制の強化等

#### (1) 被ばく医療体制の強化

市は、武力攻撃原子力災害の発生により住民等に被ばく患者が発生した場合には、実効的な緊急被ばく医療活動が実施されるよう、市原子力防災計画に準じて、国、県、重点市町、原子力事業者、医療機関等の関係機関と連携を図る体制を整備する。

特に、武力攻撃原子力災害時には、短時間で多くの被ばく患者が発生する可能性があることから、緊急被ばく医療体制を強化する。

また、市は、被ばく患者の受入れを要請する場合に備え、県及び医療機関との緊密な連携強化に努めるものとする。

#### (2) 県との協力

市は、県緊急被ばく医療本部の指導協力の下、避難所等において放射線被ばく又は放射能汚染の有無の検査及び緊急時の医療措置の実施に努めるものとする。

#### (3) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、市原子力防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

### 2 武力攻撃原子力災害に備えた啓発等

#### (1) 国民保護に関する住民への啓発

市は、武力攻撃原子力災害時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、市職員をはじめ市民等に対し、災害予防又は災害応急措置等、原子力災害に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

#### (2) 市職員の資質向上

市は、市職員が武力攻撃原子力災害時に的確かつ円滑な行動ができるよう、財団法人原子力安全技術センター等が実施する原子力防災に関する研修会等に職員を派遣するなど、以下の項目について教育を行い、職員の資質向上に努めるものとする。

ア 放射線及び放射性物質の特性

イ 原子力発電所施設の概要

- ウ 原子力災害とその特性
- エ 原子力防災対策に関する知識
- オ 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- カ 家庭及び地域における防災対策
- キ その他必要な事項

(3) 教職員等への指導

市教育委員会は、学校長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導するものとする。

なお、市は、原子力災害時における児童生徒等の避難誘導が迅速かつ的確に行われるよう、小中学校、保育所等の教職員等に対し、原子力防災に関する理解の促進を図るものとする。

(4) 啓発の内容・方法

ア 一般啓発

(ア) 啓発の内容

- ・原子力災害に関する一般的知識
- ・原子力災害が発生した場合の具体的な行動知識
- ・災害復旧時の生活確保に関する知識

(イ) 啓発の方法

- ・広報誌、パンフレット、ホームページの利用
- ・視聴覚用教材、講演会の利用

イ 社会教育を通じての啓発

市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、原子力防災に関する知識の普及、啓発を図るものとする。

(ア) 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準じるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(イ) 啓発の方法

各種講座、学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

ウ 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、視聴覚用教材の貸出し等を通じて原子力防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における原子力防災知識の普及を促進させるものとする。

## 第3章 武力攻撃原子力災害発生時の通報等及び実施体制の確立

伊方発電所への武力攻撃の兆候を発見した場合や、武力攻撃原子力災害が発生した場合に、関係機関が行うべき情報伝達及び国民保護措置の実施体制について、以下のとおり定める。

### 1 放射性物質等の放出等の通報等

- (1) 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を伊方発電所原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）から受けたとき、又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により消防機関等に連絡する。
- (2) 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、原子力防災管理者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- (3) 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- (4) 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合には、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

### 2 配備体制

#### (1) 配備体制

国からの市対策本部を設置すべき市の指定の通知がなされていない場合においても市は、放射性物質等の放出等の情報を把握した場合には、市原子力防災計画に基づいて次の配備体制をとる。



配備区分		配備時期	配備内容	配備要員
災害警戒本部		原子力発電所に武力攻撃災害が発生し、Aレベルに至った場合	情報通信活動、防災資機材の準備、住民広報の実施、立入調査の同行、発電所周辺の平常時モニタリングの強化などの環境調査を実施する体制	あらかじめ指名された左記の緊急事態応急対策を実施するために必要な職員
災害対策本部	第1配備	原子力発電所に武力攻撃災害が発生し、Bレベルに至った場合	緊急時モニタリングへの参画、一時集結所の開設準備、住民広報の強化、その他必要な災害応急対策を実施する体制	あらかじめ指名された左記の特定事象事に係る緊急事態応急対策を実施するために必要な職員
	第2配備	原子力発電所に武力攻撃災害が発生し、Cレベルに至った場合	住民の広域避難等大規模な災害に対し、市の全力をあげて防災活動を実施する体制	全職員

※ Aレベル・・・警戒事態が発生したとき（資料4-1参照）

その他市長が必要と判断するとき

※ Bレベル・・・施設敷地緊急事態が発生したとき（資料4-1参照）

その他市長が必要と判断するとき

※ Cレベル・・・全面緊急事態が発生したとき（資料4-1参照）

その他市長が必要と判断するとき

資料4-1：原子力災害の判断基準と通報基準

(2) 知事への協力要請等

市長は、対策本部を設置したときは、その旨を県へ連絡するとともに、的確な対策を講ずるためとるべき措置についての指示、指導又は助言について知事に要請するものとする。

(3) 通報連絡等

市長は、通信連絡網の整備を図り、情報の収集、被害の調査、防災関係機関及び住民に対する指示を、広報車、防災行政無線等のあらゆる通報手段をもって、迅速かつ的確

に行うものとする。

資料4-2：通信系統図

(4) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、市原子力防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

3 原子炉の運転停止等の要請

(1) 国の命令による停止

原子力事業者は、国において、原子炉の運転を停止すべきとの命令が行われた場合、直ちに原子炉の運転を停止することとされている。

(2) 原子力事業者自らの判断による停止

原子力事業者は、突発的な危機が発生した場合など特に緊急を要する場合は、事態の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たずに、運転マニュアル等に基づき、自らの判断により原子炉の運転を停止することとされている。

(3) 知事が行う原子炉の運転停止等の要請

知事は、武力攻撃に伴い、伊方発電所から放射性物質等の放出等による周辺環境への被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に必要があると認められるときは、国を通じて原子炉の運転停止を要請するほか、自ら原子力事業者に対し、原子炉の運転停止の措置を講ずるよう要請することとされている。

## 第4章 武力攻撃原子力災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、市原子力防災計画に準じた措置を講ずる必要があるため、武力攻撃原子力災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 放射性物質等の放出等に係る原子力事業者の応急措置等

原子力防災管理者は、伊方発電所において、放射性物質等の放出等が発生した場合には、直ちに武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行うこととされている。

また、原子力防災管理者は、国（経済産業省、原子力規制委員会、松山・宇和島海上保安部）、県、重点市町、八幡浜警察署、八幡浜地区施設事務組合消防本部、原子力防災専門官（「事業所外運搬」に係る事実の発生の場合にあっては、経済産業省、国土交通省、県、重点市町及び当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長等）等に、応急措置の概要を報告することとされている。

### 2 応急措置の実施

市は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して次に掲げる応急措置を実施する。

- (1) 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する措置
- (2) 県が実施する放射線量の測定への協力その他の武力攻撃原子力災害に関する情報の収集
- (3) 被災者の救難・救助その他保護に関する措置
- (4) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する措置
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する措置
- (6) 緊急輸送の確保に関する措置
- (7) 食糧、医療品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の措置
- (8) その他武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

### 3 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- (1) 市は、必要と認める場合は、国、県の現地対策本部及び重点市町が組織する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど必要な連携を図る。

- (2) 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣した場合は、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等の必要な調整を実施するほか、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

#### 4 武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達

市長は、知事から応急対策に関する通知があったときは、県警察と協力して速やかに住民、関係のある公私団体、市の他の執行機関に対し、広報車、防災行政無線等のあらゆる通報手段をもって、その内容を通知する。

#### 5 武力攻撃原子力災害における住民の退避等

##### (1) 立入制限措置等

市長は、知事が市の区域を被害予想地区として設定した場合は、住民等に広報を行うほか、防災関係機関等に対し必要な措置をとるよう要請するとともに、応急対策に従事する者以外の立入りを制限するよう措置するものとする。

##### (2) 退避措置

ア 市長は、知事より屋内退避の措置をとるよう指示があった場合は、直ちに地区住民を屋内へ退避させるものとする。

イ 市長は、学校、保育所、事業所等の長に対しては、直ちに施設の閉鎖を指示し、生徒、児童等に対し、保護者への引渡し又は帰宅の上、屋内に退避させるものとする。

なお、状況に応じては、当該施設に退避させるものとする。

##### (3) 避難場所の提供

市長は、知事の要請により、第1種地域における応急対策の応援に努めるとともに、避難住民の受入れ及び避難所の設置の要請を受けた場合は、指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。

##### (4) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、市原子力防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

##### (5) 退避措置等の解除

市長は、知事の指示に基づき、退避措置等の必要がなくなったときは、住民に周知するものとする。

## 【屋内退避及び避難等に関する指標】

予測線量（単位：mSv）		住民避難等の内容
外部被ばくによる 実効線量	放射性ヨウ素による小 児甲状腺の等価線量	
10～50	100～500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民は、自宅等の屋内に退避すること。その際、窓等を閉め、気密性を確保すること。</li> <li>・ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示に従い、コンクリート建屋に退避するか、又は移動により避難すること。</li> </ul>
50以上	500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は移動により避難すること。</li> </ul>

## 6 飲料水・飲食物の摂取制限等

市は、県の指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染飲料水及び食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行うものとする。

この場合において、飲料水及び食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施し、流通等への影響に配慮する。

## 7 職員の安全の確保

市は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

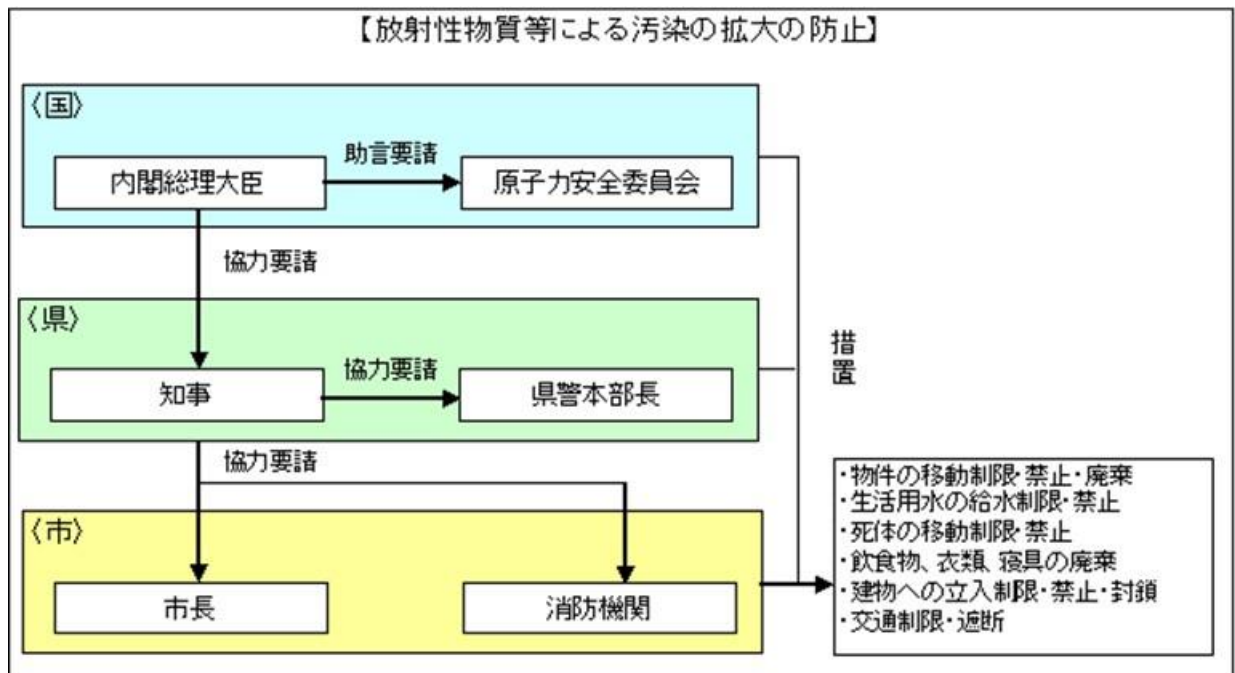
## 8 市等が行う事後対策

## (1) 健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備

市は、県及び国と協力して、武力攻撃原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対して、健康調査を実施し、住民の健康維持を図るよう努めるものとする。

## (2) 風評被害等の影響の軽減

市は、県及び国と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するため、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。



## 第5編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。その際には、応急復旧に関する事業計画を速やかに作成し、迅速に実施するよう努める。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 ライフライン施設の応急の復旧

##### (1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。その際には、復旧予定時期を明らかにするように努める。

##### (2) 県への支援要請

市は、市が管理するライフライン施設の応急の復旧に対し、市のみでは対応が不可能な事態と判断した場合には、施設ごとの支援の内容をとりまとめた上で、県に対して支援を要請する。

### 3 輸送路の確保に関する応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設及び港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。その際には、復旧予定時期を明らかにするよう努める。



## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行う必要があるため、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

#### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

##### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

##### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2 損失補償及び損害補償

##### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償を行う。

##### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第6編 緊急対処事態への対処

### 第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

#### 1 基本的考え方

市は、緊急対処事態としては、基本的に武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

#### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。